

第3期大網白里市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

すべての子どもが主役！
地域で支え 未来へつなぐ あんしん子育て
大網白里市子育て支援プラン



令和7年3月
大網白里市

はじめに



本市では、『すべての子どもが主役！ 地域で支え 未来へつなぐ あんしん子育て 大網白里市子育て支援プラン』を基本理念に掲げ、平成 27 年 3 月に策定した「第 1 期大網白里市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期大網白里市子ども・子育て支援事業計画」に基づき計画的に各種子育て支援施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年における人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域社会とのつながりの希薄化や核家族化といった家族構成の変化などの様々な環境要因も相まって、子どもや子育て世帯をめぐる問題は複雑化しており、より一層の子育て支援施策の充実が求められています。

そのような中、国においては、令和 5 年 4 月に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに位置付けた「こどもまんなか社会」を目指す方針が示されました。

このような国の動向や子育て家庭を取り巻く環境を踏まえつつ、「第 3 期計画」では、本市として一貫性のある子ども・子育て支援を図るため、これまでの基本理念や取組を継承し、すべての子どもたちが幸せを実感し、健やかに成長することができるよう、市民の皆様をはじめ、学校や地域、各種事業者などの関係者とも連携しつつ、計画に掲げた各種施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案を賜りました大網白里市子ども・子育て支援推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等により、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

大網白里市長 金坂 昌典

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の策定体制	3
第2章	子ども・子育て支援の現況	4
1	子ども・子育てをめぐる本市の概況	4
2	子ども・子育てサービスの現況	12
3	都市間比較	22
4	ニーズ調査結果概要	26
第3章	計画の基本的な考え方	41
1	子ども・子育て支援事業計画の基本的視点	41
2	基本理念	43
3	基本目標	44
第4章	子ども・子育て支援事業計画	45
1	子ども・子育て支援事業計画の体系	45
2	提供区域の考え方	46
3	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定	46
4	子どもの人口推計	47
5	教育・保育の量の見込み及び確保方策	50
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	60
7	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	73
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	74
第5章	施策の現状と今後の取組	75
	施策の体系	75
	基本目標1 子ども 質の高いきめ細やかな子育て支援	76
	基本目標2 家庭 ゆとりある安心な子育て	87
	基本目標3 地域 見守り寄り添う子育て支援	97
第6章	実現方策	101
1	計画の推進体制と進行管理	101
2	家庭・地域との連携	101
第7章	資料編	102
1	策定の経緯	102
2	大網白里市子ども・子育て支援推進会議 委員名簿	103
3	大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例	104

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国における急速な少子・高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化し始めていると指摘されています。これらの問題に対して、SDGsの推進、多様性と包摂性のある社会の形成、DXの推進などさまざまな取組が行われています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、こども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。さらに、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

このような状況の中、本市では「第2期大綱白里市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、第2期計画を検証し、更なる子育て環境の充実を図るため、「第3期大綱白里市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

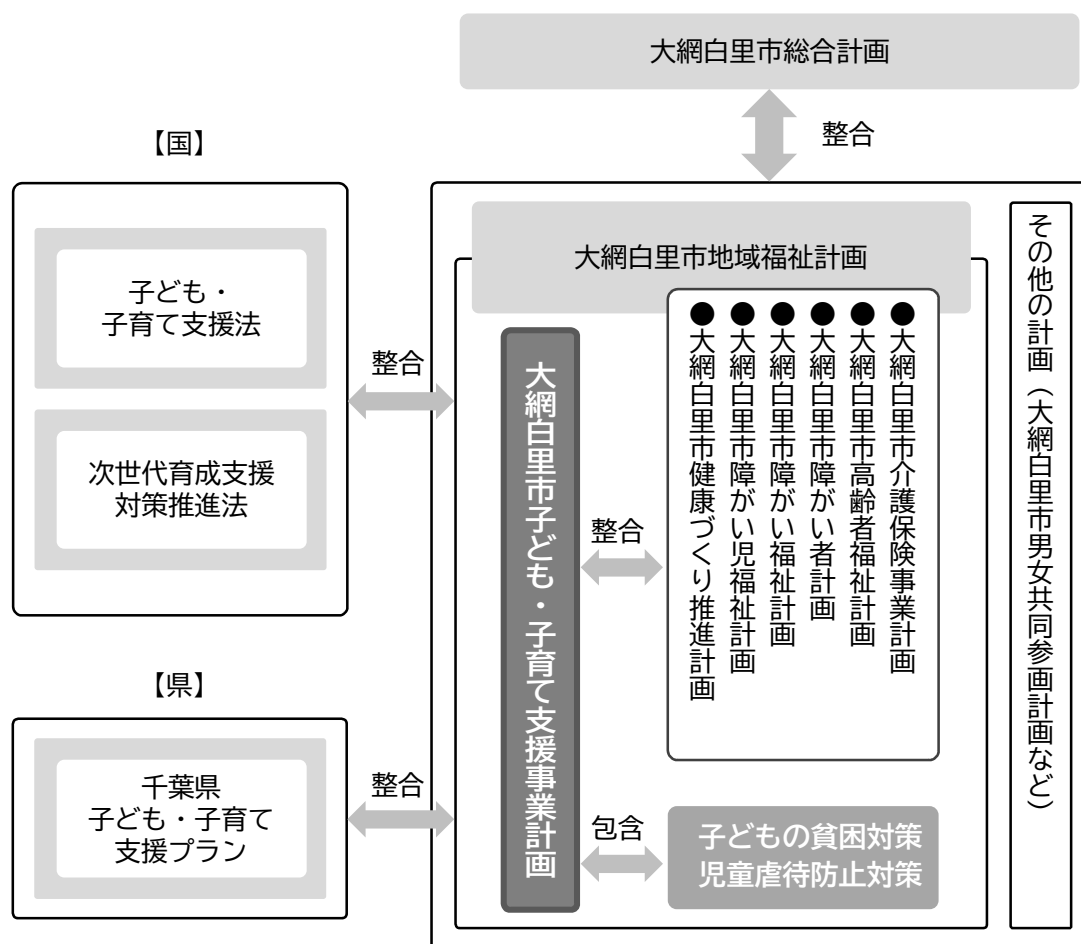
なお、社会・経済情勢や保育需要などさまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定	第3期大網白里市子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的なものとして作成し、本市の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として位置づけられています。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「大網白里市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画である「大網白里市地域福祉計画」やその他の関連計画との整合を図るとともに、子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策に関する内容を盛り込んで策定します。

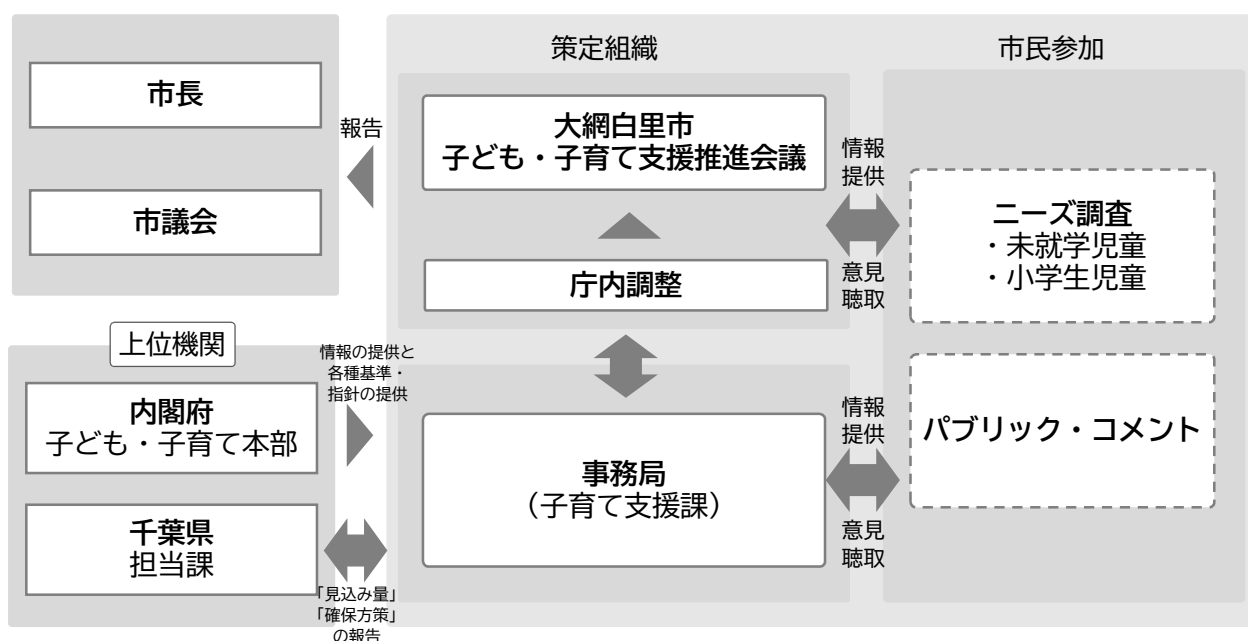


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、教育、保育に係る関係者及び公募委員等で構成する「大網白里市子ども・子育て支援推進会議」を設置し、計画策定に反映してきました。

また、市関係課においては、調整すべき事項について、必要に応じて協議をしてきました。なお、内閣府及び千葉県から提供された各種情報についても的確に対応し、整合を図りながら、計画策定にあたりました。

住民からの意見聴取については、令和5年度に教育・保育のニーズ量を把握するための調査、令和6年度には、パブリック・コメント等を実施しました。



第2章

子ども・子育て支援の現況

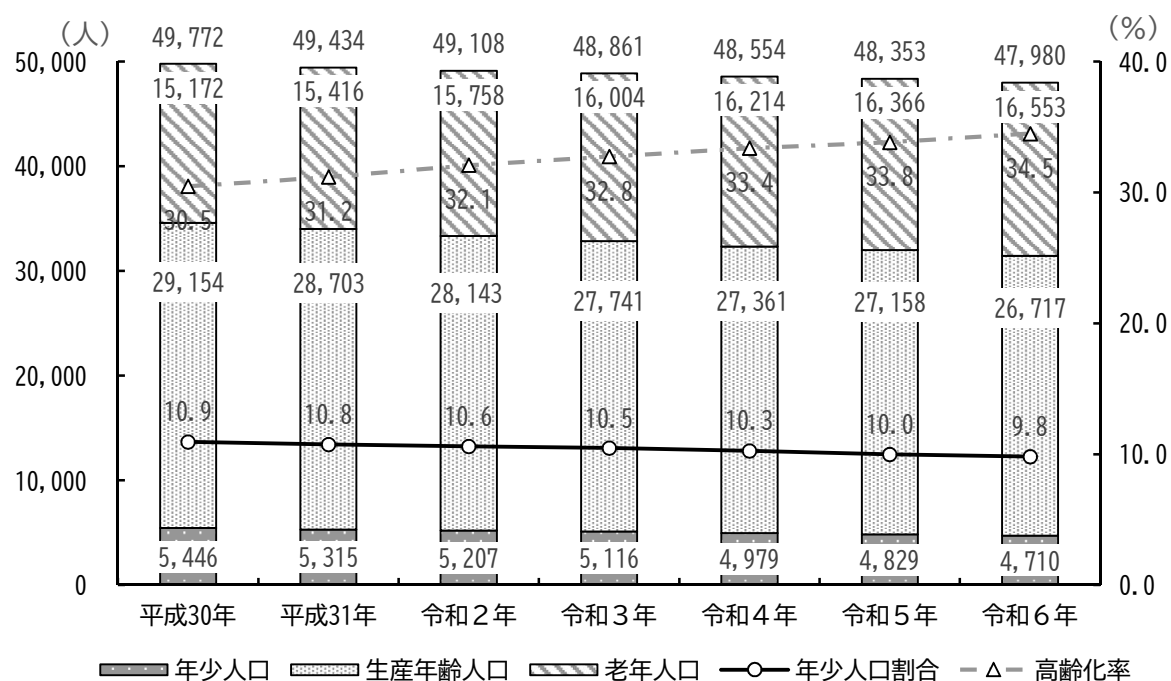
1 子ども・子育てをめぐる本市の概況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向に推移し、令和6年で47,980人と、平成30年の49,772人と比べて、1,792人の減少となっています。

年齢3区分人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移している一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は4,710人と、平成30年の5,446人と比べて736人減少し、年少人口の割合は9.8%となっています。

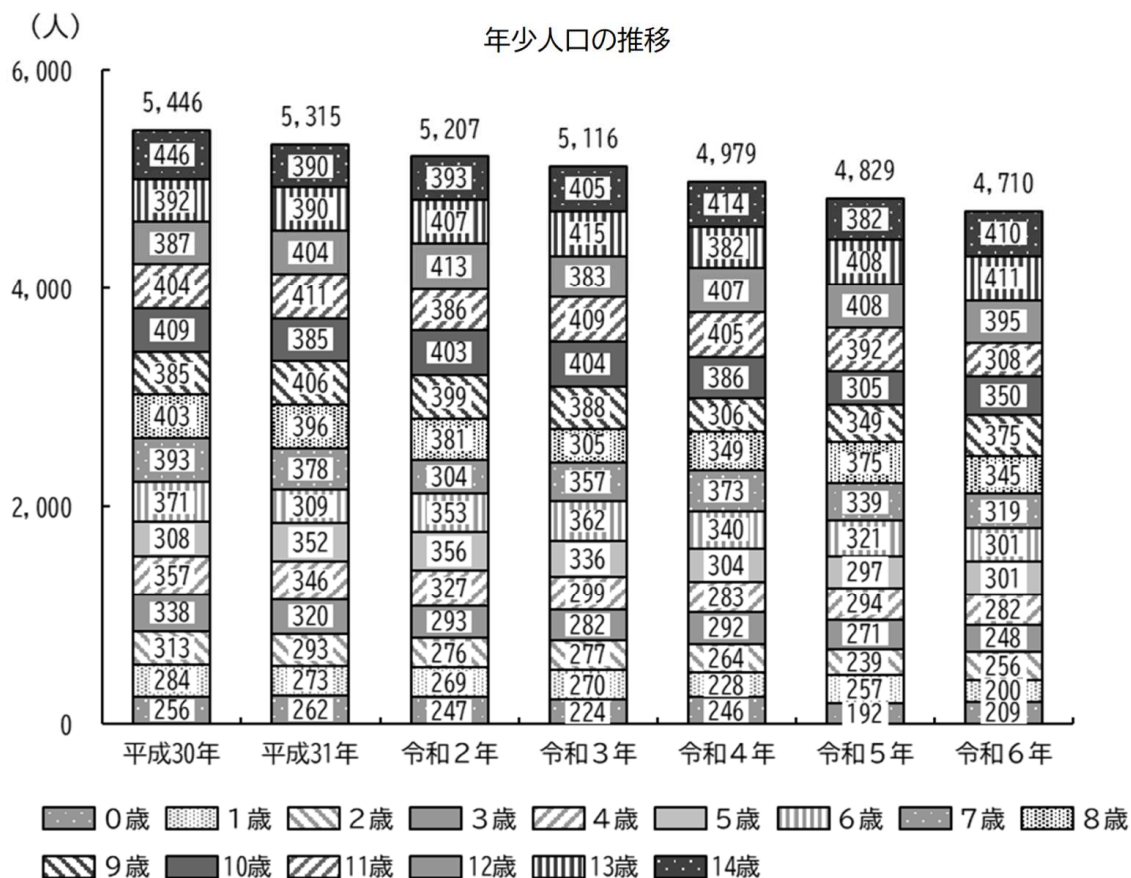
人口の推移（総人口・年齢3区分・年少人口割合・高齢化率）



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

(2) 年少人口の推移

平成30年から令和6年の年少人口(0～14歳)の推移をみると、未就学児童(0～5歳)、就学児童(6～11歳)ともに毎年減少しており、平成30年と令和6年の人口を比較すると未就学児童は80.6%、就学児童は84.5%となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

年少人口の推移(未就学児童、就学児童の推移)

単位：人

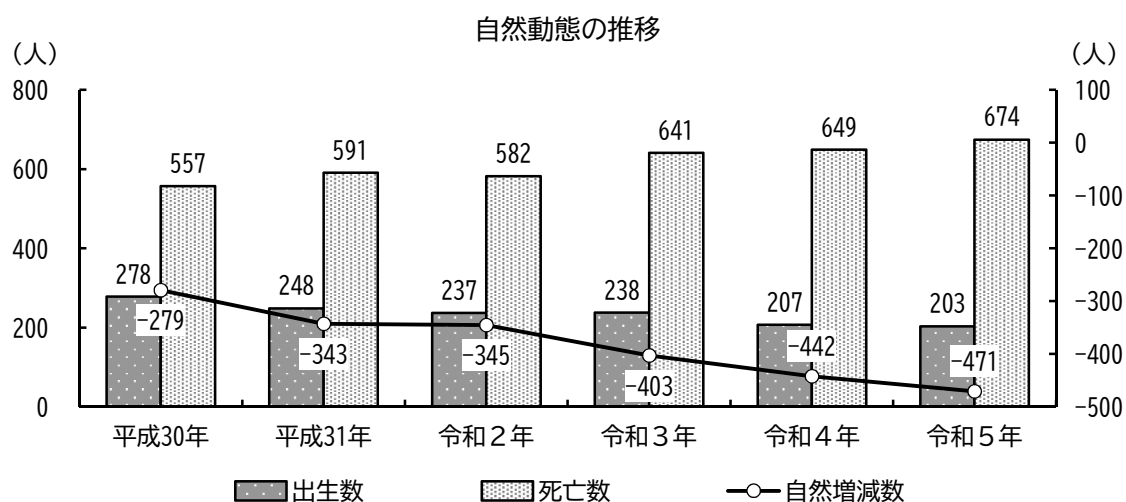
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	5,446	5,315	5,207	5,116	4,979	4,829	4,710
0～5歳	1,856	1,846	1,768	1,688	1,617	1,550	1,496
6～11歳	2,365	2,285	2,226	2,225	2,159	2,081	1,998
比率(平成30年→令和6年)							
0～14歳	86.5%に減少						
0～5歳	80.6%に減少						
6～11歳	84.5%に減少						

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

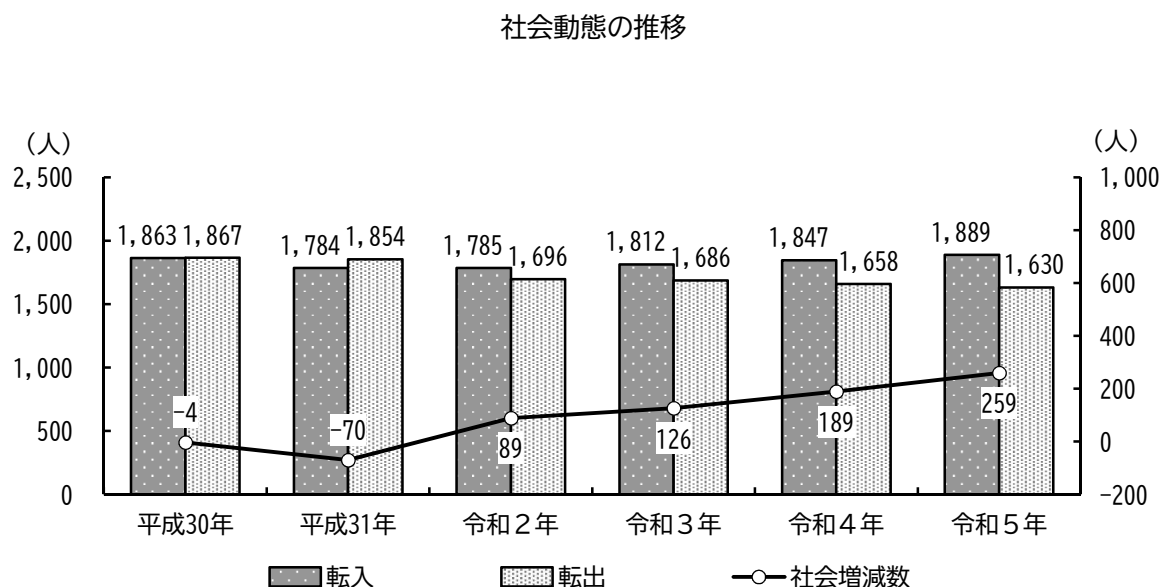
(3) 人口動態の推移

自然動態は、マイナス（減少）で推移しており、令和5年は471人のマイナスとなっています。

また、社会動態は、令和2年からプラス（増加）に転じ、令和5年は259人のプラスとなっています。



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）



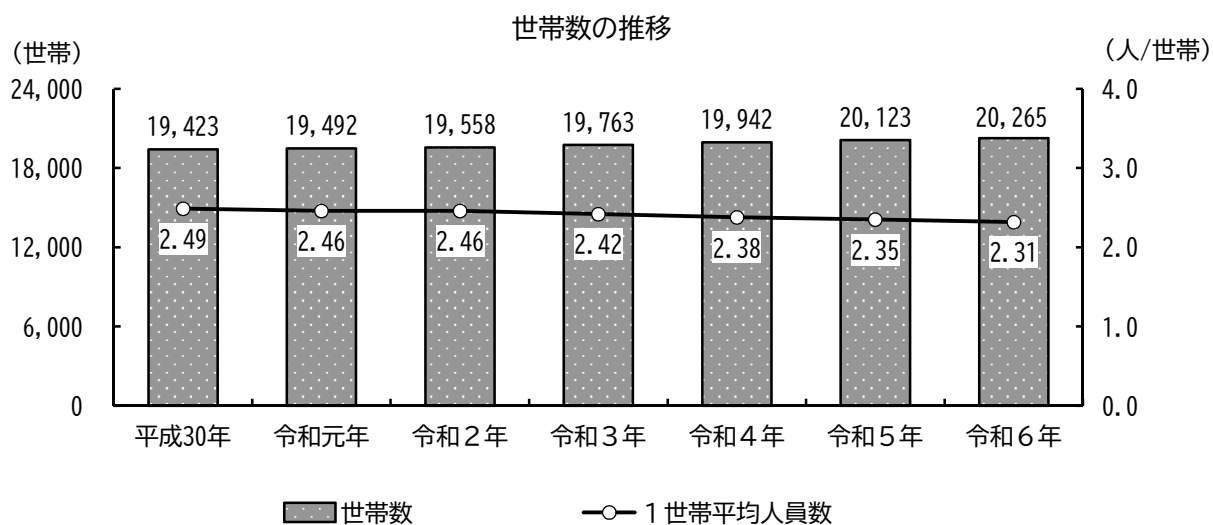
資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で20,265世帯と、平成30年の19,423世帯と比べて842世帯の増加となっています。

一方で、1世帯平均人員数は、減少傾向で推移し、平成30年の2.49人から令和6年では2.31人となっています。

また、18歳未満の児童がいる一般世帯の割合は、平成22年から平成27年では3.7ポイント、平成27年から令和2年では3.2ポイント、10年間では6.9ポイント減少しています。また、ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）は、平成22年以降、千葉県とほぼ同じ割合で推移しています。



資料：令和6年度版 データ大網白里（各年10月1日）

18歳未満の児童がいる世帯数の推移

単位：世帯

	大網白里市			千葉県		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	18,155	18,819	19,510	2,512,441	2,604,839	2,767,661
18歳未満の児童 がいる一般世帯	4,704 (25.9%)	4,185 (22.2%)	3,713 (19.0%)	584,159 (23.3%)	563,715 (21.6%)	541,923 (19.6%)
18歳未満の児童 がいる母子世帯	185 (1.02%)	188 (1.00%)	181 (0.93%)	25,270 (1.01%)	27,263 (1.05%)	23,538 (0.85%)
18歳未満の児童 がいる父子世帯	25 (0.14%)	29 (0.15%)	19 (0.10%)	3,516 (0.14%)	3,601 (0.14%)	3,119 (0.11%)

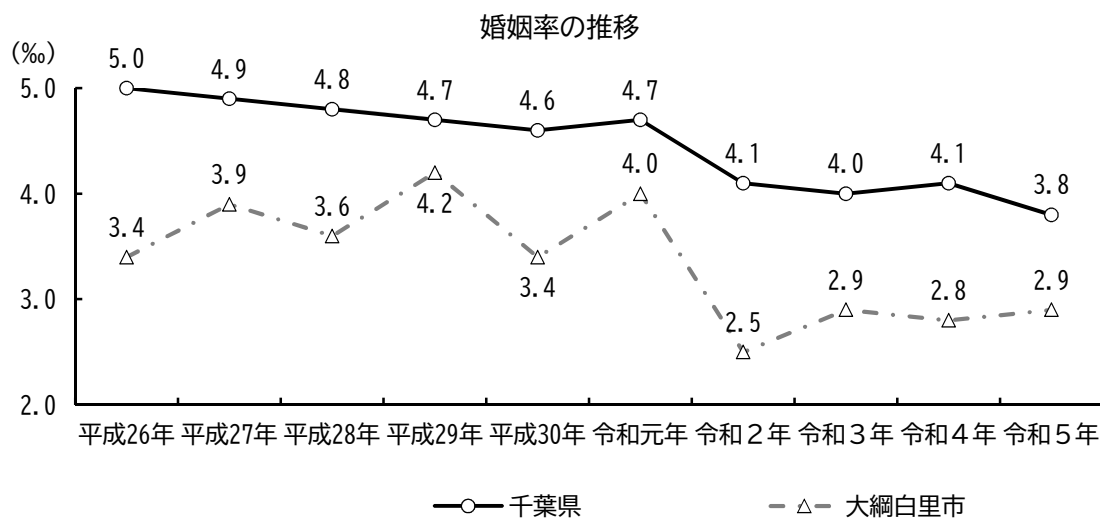
資料：国勢調査（各年）

※（ ）内は、各世帯の一般世帯総数に対する割合

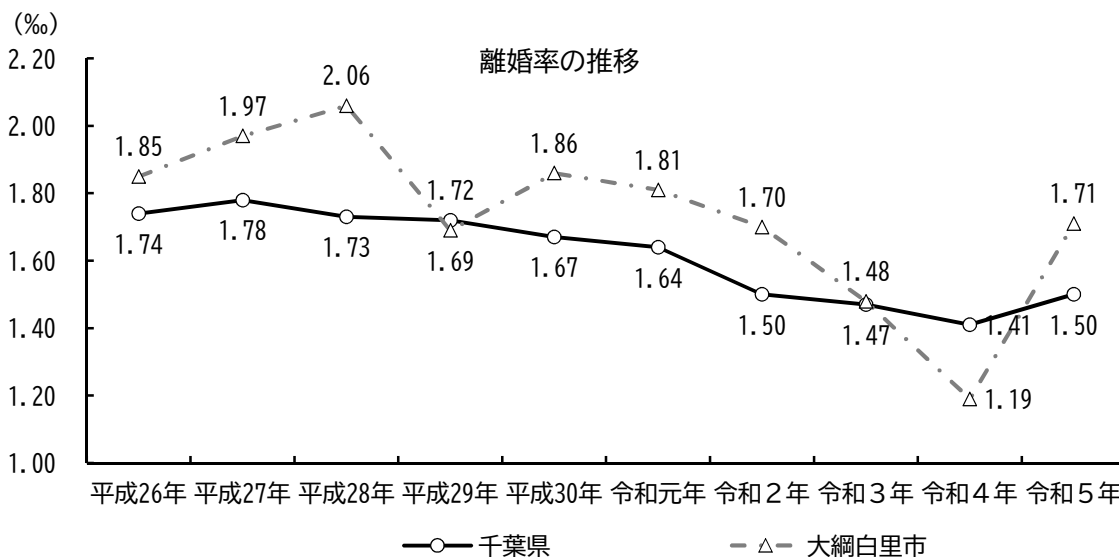
(5) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、2.5‰から4.2‰の中で推移し、千葉県平均より低い婚姻率となっています。

一方、離婚率は平成30年以降減少傾向で推移していましたが、令和5年では増加し、千葉県平均より0.21ポイント高い数値となっています。



資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

婚姻率

$$\frac{\text{年間婚姻届件数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 1,000$$

離婚率

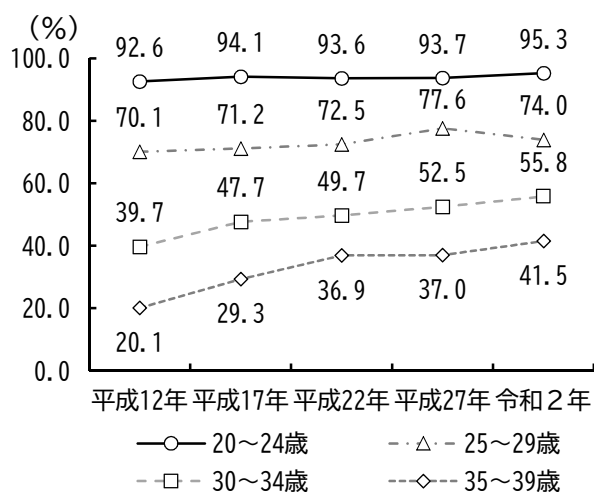
$$\frac{\text{年間離婚届件数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 1,000$$

(6) 未婚率の推移

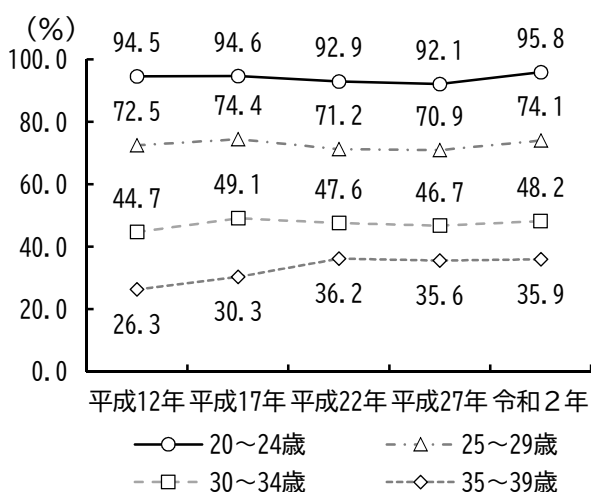
本市の未婚率は、令和2年の男女の25～29歳では減少していますが、それ以外は男女ともに増加傾向となっています。男性では35～39歳の未婚率の上昇が大きく、20年間で21.4ポイント上昇しています。また、女性では30歳代の未婚率の上昇が大きく、20年間で30～34歳では19.1ポイント、35～39歳では、17.6ポイント上昇しています。

未婚率の推移（男性・女性、大網白里市・千葉県）

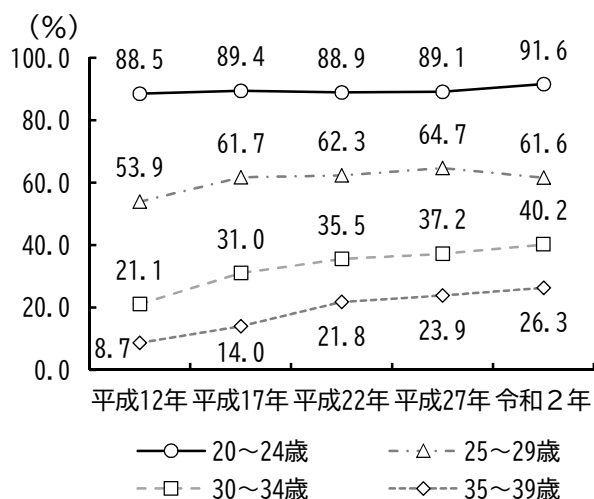
【男性】大網白里市



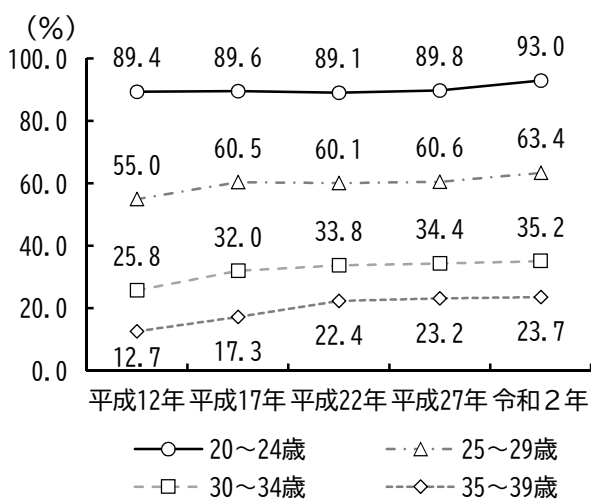
【男性】千葉県



【女性】大網白里市



【女性】千葉県

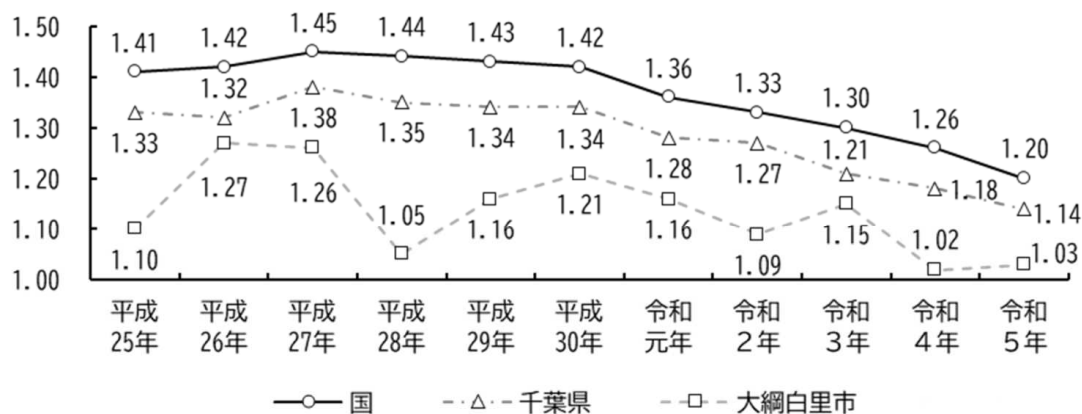


資料：国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国及び千葉県平均を下回る状況が続いており、令和5年では、1.03となっており令和4年とほぼ同等に推移しています。

合計特殊出生率※の推移



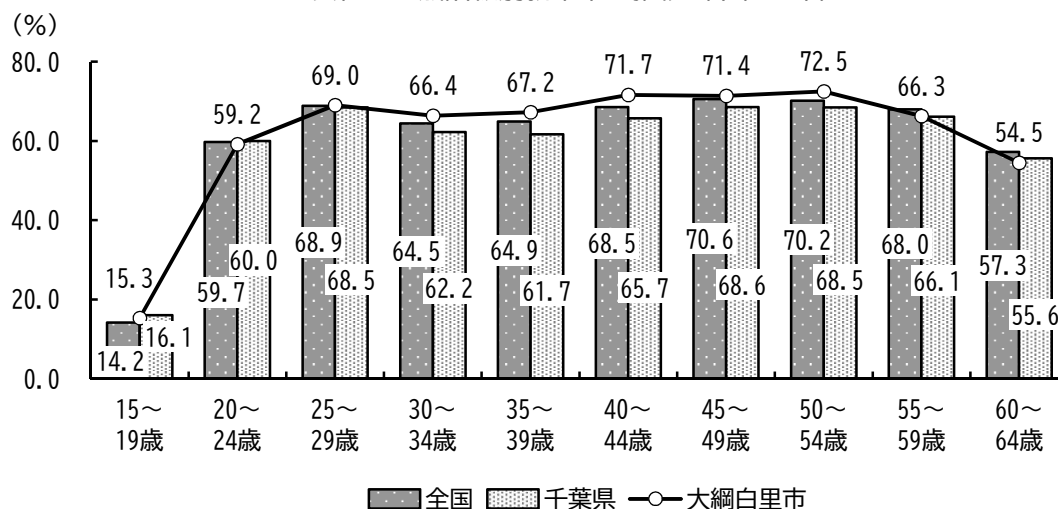
※ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯に生むとした時のこども数に相当する。

資料：千葉縣市町村別 合計特殊出生率（千葉県HPより）

(8) 女性の5歳階級別就業率の推移

本市の女性の就業率は、全国及び千葉県の就業率とほぼ同じ傾向にあり、25～29歳をピークに減少しますが、35歳を越えると再び増加するという「M字カーブ」を描いています。出産・子育て期に当たる年代に離職する割合が多くなっているものと考えられます。

女性の5歳階級別就業率の推移（令和2年）

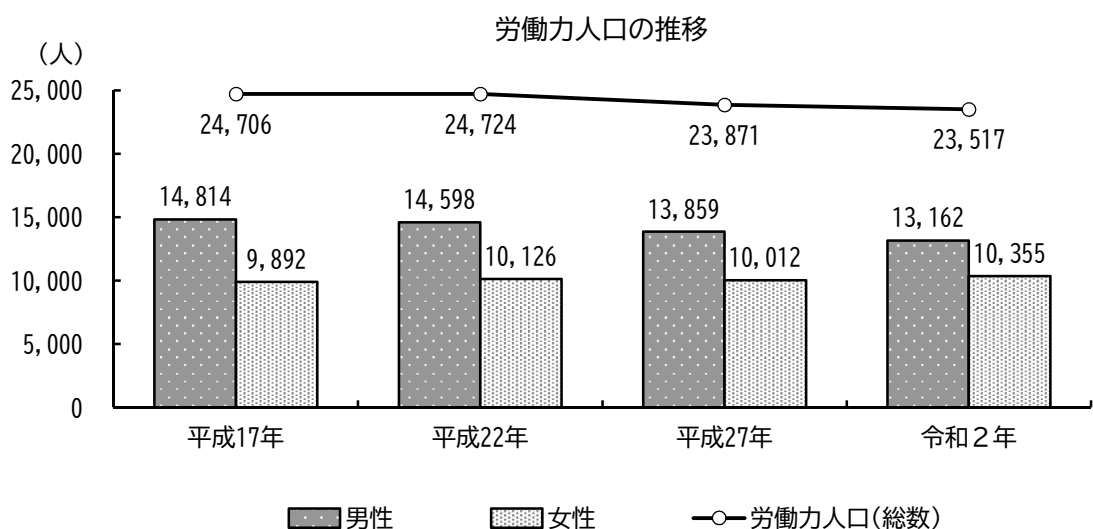


資料：国勢調査

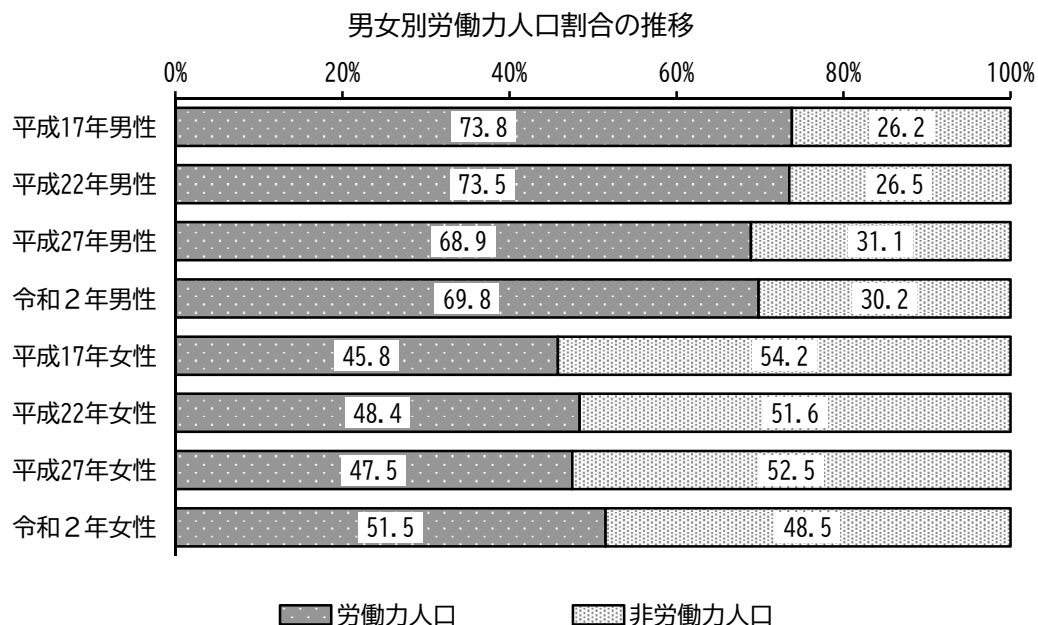
(9) 労働力人口の推移

本市の労働力人口は、平成22年以降減少傾向に推移し、令和2年で23,517人と平成22年の24,724人と比べて1,207人の減少となっています。

男女別の労働力人口の割合は平成27年と比べて令和2年では男女ともに増加しています。



資料：令和6年度版 データ大網白里（各年10月1日）



資料：令和6年度版 データ大網白里（各年10月1日）

2 子ども・子育てサービスの現況

(1) 保育施設（保育所・地域型保育事業所）の状況

本市には、令和6年4月1日現在で公立保育施設が3か所と私立保育施設が12か所の計15か所の保育施設があります。

入所児童数は、私立は増加傾向にあるものの、公立が減少傾向にあるため、全体としては、令和3年度をピークに減少傾向で推移し、令和6年度では、683人となっています。

保育施設の設置状況をみると、私立保育施設は大網地域に11か所、増穂地域に1か所設置されており、公立保育施設は増穂地域に2か所と白里地域に1か所設置しています。

なお、公立白里保育所は令和7年4月から白里幼稚園と統合し、認定こども園に移行します。

保育施設の推移

単位：か所

	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公立	2	3	3	3	3	3	3
私立	12	12	12	12	12	12	12
合計	14	15	15	15	15	15	15

資料：子育て支援課（各年4月1日）

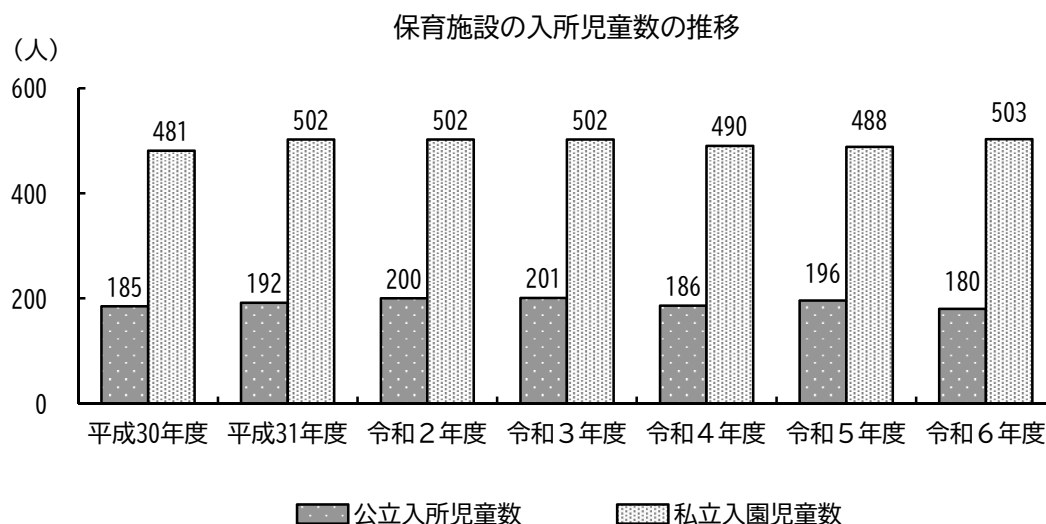
入所児童数の推移

単位：人・%

	定員（人）			入所児童数（人）					
	総数	公立	私立	総数	入所率	公立	入所率	私立	入所率
平成30年度	678	180	498	666	98.2	185	102.8	481	96.6
平成31年度	700	202	498	694	99.1	192	95.0	502	100.8
令和2年度	700	202	498	702	100.3	200	99.0	502	100.8
令和3年度	700	202	498	703	100.4	201	99.5	502	100.8
令和4年度	700	202	498	676	96.6	186	92.1	490	98.4
令和5年度	703	202	501	684	97.3	196	97.0	488	97.4
令和6年度	703	202	501	683	97.2	180	89.1	503	100.4

※ 市外住民の利用も含んでいます。

資料：子育て支援課（各年4月1日）



※ 市外住民の利用も含んでいます。
資料：子育て支援課（各年4月1日）

保育施設の設置状況（令和6年度）

地域区分	箇所数	公立	私立
大網地域	11	—	あさひ保育園
		—	大竹保育園
		—	みどりが丘保育園
		—	ありんこ親子保育園
		—	あひる保育園
		—	こなか保育園
		—	ありんこの森保育園
		—	チャイルド・ルーム キッズ・らぶ
		—	エンジェルハートナーサリー
		—	きょうりゅうのたまご保育園
		—	小規模保育ピッコロ
増穂地域	3	増穂保育所	鈴木家庭保育室
		増穂小規模保育事業所	—
白里地域	1	白里保育所	—

※ 地域区分は中学校区です。
資料：子育て支援課

(2) 幼稚園の状況

本市には、令和6年5月1日現在で公立幼稚園が3か所と私立幼稚園が1か所の計4か所の幼稚園があります。

在園児数は、公立・私立ともに令和元年度以降減少傾向に推移し、令和6年度で352人と令和元年度の679人と比べて327人の減少となっています。

なお、公立白里幼稚園は、令和7年4月から白里保育所と統合し、認定こども園に移行します。

幼稚園数の推移

単位：か所

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公立	4	4	4	4	4	4	3
私立	2	2	1	1	1	1	1
合計	6	6	5	5	5	5	4

資料：教育委員会管理課（各年5月1日）

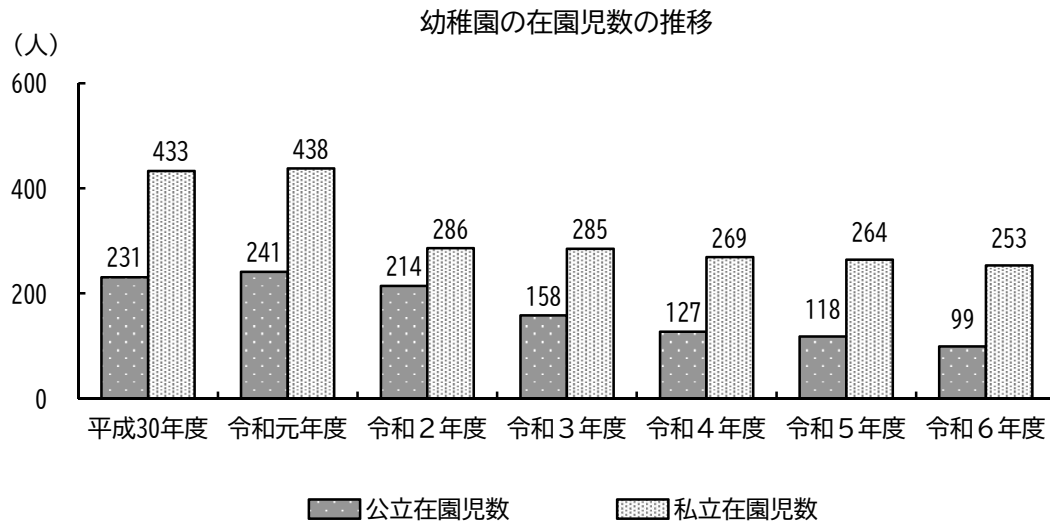
在園児数の推移

単位：人

	定員（人）			在園児数（人）					
	総数	公立	私立	総数	入所率	公立	入所率	私立	入所率
平成30年度	1,110	610	500	664	59.8	231	37.9	433	86.6
令和元年度	1,110	610	500	679	61.2	241	39.5	438	87.6
令和2年度	910	610	300	500	54.9	214	35.1	286	95.3
令和3年度	910	610	300	443	48.7	158	25.9	285	95.0
令和4年度	540	240	300	396	73.3	127	52.9	269	89.7
令和5年度	540	240	300	382	70.7	118	49.2	264	88.0
令和6年度	480	180	300	352	73.3	99	55.0	253	84.3

※ 市外住民の利用も含んでいます。

資料：子育て支援課、教育委員会管理課（各年5月1日）



※ 市外住民の利用も含んでいます。

資料：子育て支援課、教育委員会管理課（各年5月1日）

幼稚園の設置状況（令和6年度）

地域区分	箇所数	公立	私立
大網地域	2	瑞穂幼稚園	大網木の花幼稚園
増穂地域	1	増穂幼稚園	—
白里地域	1	白里幼稚園	—

資料：教育委員会管理課

(3) 認定こども園の状況

本市には、令和6年4月1日現在で、私立の認定こども園が1か所あります。

在園児数の2・3号認定は、増加傾向で推移している一方で、1号認定は減少傾向で推移しています。

認定こども園数の推移

	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公立	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	1	1	1	1	1
合計	0	0	1	1	1	1	1

在園児数の推移（2・3号認定）※1

	定員 (人)	入所率 (%)	園児数 (人)
令和2年度	36	100.0	36
令和3年度	36	100.0	36
令和4年度	36	100.0	36
令和5年度	40	95.0	38
令和6年度	46	95.7	44

在園児数の推移（1号認定）※2

	定員 (人)	入所率 (%)	園児数 (人)
令和2年度	164	64.0	105
令和3年度	164	67.7	111
令和4年度	164	59.1	97
令和5年度	160	50.0	80
令和6年度	154	44.8	69

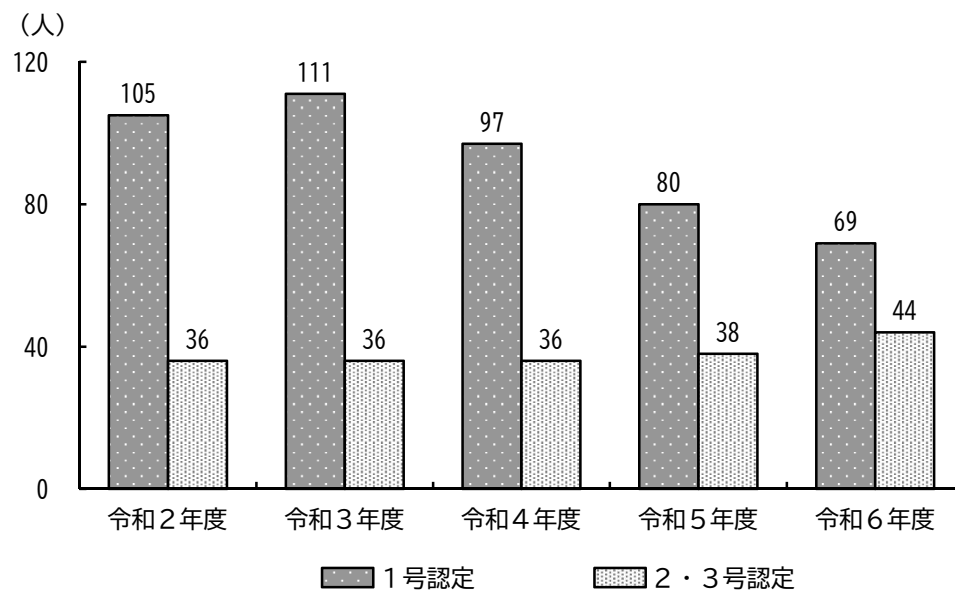
※ 市外住民の利用も含んでいます。

資料：子育て支援課（各年4月1日）

※1 2・3号認定：保育を必要とする子ども。

※2 1号認定：満3歳以上の就学前子どもで保育を必要としない子ども。

認定こども園の在園児数の推移



認定こども園設置状況（令和6年度）

地域区分	箇所数	公立	私立
大網地域	1	—	季美の森幼稚園

資料：子育て支援課

(4) 学童保育等の状況

本市には、令和6年4月1日現在で、公立の学童保育室が7か所と私立の学童保育が1か所の計8か所あります。

在籍児童数は、令和3年度をピークに減少しましたが、令和6年度では、増加に転じ、482人となっています。

また、放課後子ども教室は公立小学校7校で実施しています。

学童保育の実施状況の推移

単位：か所・人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公立	学童保育数	7	7	7	7	7	7	7
	在籍児童数	374	407	435	441	429	413	457
私立	学童保育数	2	2	2	2	1	1	1
	在籍児童数	49	39	42	37	26	29	25
学童保育数合計		9	9	9	9	8	8	8
在籍児童数合計		423	446	477	478	455	442	482

※ 私立学童保育の総在籍数は一時利用、長期休暇のみ利用者を含む。

資料：子育て支援課（各年5月1日）

学童保育の設置状況（令和6年度）

	箇所数	公立	私立
大網地域	5	季美の森学童保育室	おおきなかぶ
		瑞穂学童保育室	—
		大網学童保育室	—
		大網東学童保育室	—
増穂地域	2	増穂学童保育室	—
		増穂北学童保育室	—
白里地域	1	白里学童保育室	—

資料：子育て支援課

放課後子ども教室の実施状況の推移

単位：か所・人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
放課後子ども教室数	7	7	7	7	7	7	7
総在籍者数	219	214	206	194	180	191	215

資料：教育委員会生涯学習課

放課後子ども教室の設置状況（令和6年度）

	箇所数	公立
大網地域	4	季美の森小学校放課後子ども教室
		瑞穂小学校放課後子ども教室
		大網東小学校放課後子ども教室
		大網小学校放課後子ども教室
増穂地域	2	増穂小学校放課後子ども教室
		増穂北小学校放課後子ども教室
白里地域	1	白里小学校放課後子ども教室

資料：教育委員会生涯学習課

(5) 地域子育て支援・相談事業の状況

本市では、保育所や幼稚園に入園していない幼児が、親子で交流できる場として地域子育て支援センターを6か所設置しています。

また、社会福祉協議会が運営する子育てサロンのほか、育児に関する相談や発達に関する相談などの各種相談事業を実施しています。

地域子育て支援事業の実施状況（令和6年度）

事業名		実施場所・担当課等
地域子育て支援センター	たけのこくらぶ	大竹保育園
	つくしんぼくらぶ	みどりが丘保育園
	すくすくクラブ	おおきなかぶ児童館
	マリンルーム	子育て支援館
	出張マリンルーム	農村環境改善センター
	子育て支援センター	子育て交流センター
子育てサロン	ぴよぴよひろば	中央公民館
	くすくすひろば	農村環境改善センター
	のびのびひろば	農村ふれあいセンター
各種子育て相談	ことばの相談	健康増進課
	発達相談	
	育児相談	
	子育てに関する相談	子育て支援課
	母子父子の自立支援 ・ 女性相談	

資料：子育て支援課

(6) 母子保健の状況

令和5年度における乳幼児健康診査の受診率は、1歳6か月児健康診査が96.5%、3歳児健康診査では、94.0%となっています。

また、妊婦健康診査の受診状況は、平成30年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度の受診者数は189人となっています。

乳幼児健康診査の受診状況

単位：人・%

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1歳6か月児 健康診査	対象者数	274	285	275	265	239	229
	受診者数	256	278	264	258	228	221
	受診率	93.4	97.5	96.0	97.4	95.4	96.5
	健康管理上 注意すべき者	133	174	162	185	158	137
3歳児 健康診査	対象者数	344	292	291	297	286	284
	受診者数	336	271	281	271	270	267
	受診率	97.7	92.8	96.6	91.2	94.4	94.0
	健康管理上 注意すべき者	152	154	131	143	162	149

資料：令和6年度版 データ大網白里

妊婦健康診査の受診状況

単位：人

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受診者数	283	276	263	238	252	189
総受診回数（延べ人数）	3,158	3,040	2,664	2,892	2,424	2,342

資料：健康増進課

3 都市間比較

(1) 目的

大網白里市の隣接都市、類似都市等の都市間において、子ども・子育てに関わる各分野の現況データ・行政サービス・指標等を比較することにより、大網白里市の子ども・子育て支援の状況を客観的に評価するとともに、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての課題を抽出することを目的とします。

(2) 比較都市の考え方

以下の条件で、比較都市を抽出しました。

○千葉県内の隣接または近隣都市。

○都心からの距離がほぼ同じ（50～60km圏内）である関東の都市。

○人口規模がほぼ同じ（5万人前後）である関東の都市。

(3) 比較都市の基礎データ

(2)の条件で抽出した比較都市は、隣接都市である「東金市」と「茂原市」、近隣都市で人口規模が近い「富里市」、「白井市」、「山武市」、都心から同程度の距離である「神奈川県三浦市」、「茨城県牛久市」、人口規模が同程度であり平成24年に市制施行した「埼玉県白岡市」の8都市としました。なお、隣接都市には、千葉市、九十九里町、白子町が含まれますが、都市の規模の差が大きいことから、今回は対象から外しました。

比較都市の基礎データを以下に示します。

比較都市の基礎データ

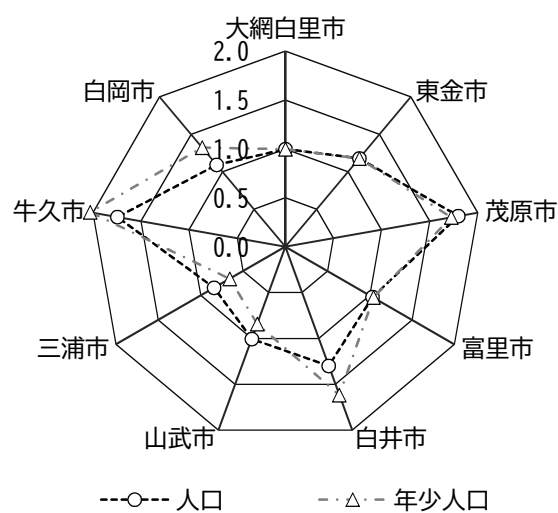
	都市名	面積(k㎡)	都心からの距離(km)	人口(人)	年少人口(0～14歳)	年少人口割合(%)	人口資料
	大網白里市	58.08	50～60	48,180	4,737	9.8	住基 R6. 1. 1
隣接都市	東金市	89.12	50	56,867	5,591	9.8	住基 R6. 1. 1
	茂原市	99.92	70	86,613	8,170	9.4	住基 R6. 1. 1
近隣都市	富里市	53.88	60	49,668	4,926	9.9	住基 R6. 1. 1
	白井市	35.48	30	62,603	7,644	12.2	住基 R6. 1. 1
	山武市	146.77	50～70	48,369	3,984	8.2	住基 R6. 1. 1
都心からの距離	神奈川県三浦市	31.44	60	40,578	3,109	7.7	住基 R6. 1. 1
	茨城県牛久市	58.92	50	84,085	9,618	11.4	住基 R6. 1. 1
人口規模	埼玉県白岡市	24.92	40	52,649	6,282	11.9	住基 R6. 1. 1

(4) 子ども・子育てに関わるデータの比較

比較都市の人口については、大網白里市の人口を1.0として比較しました。年少人口では、「牛久市」が2.0と最も高く、次いで「茂原市」が1.7となっており、「牛久市」「茂原市」は総人口も高くなっています。「牛久市」は、年少人口も2.0と高くなっています。大網白里市とほぼ同様なのが「富里市」、「山武市」となっています。

人口（総数・年少人口）

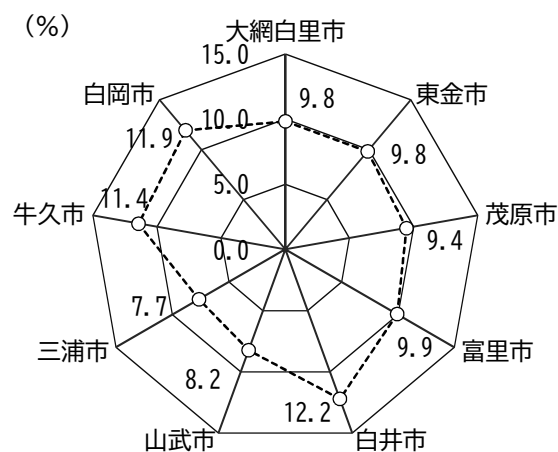
	人口	年少人口	年少人口割合 (%)
大網白里市	1.0	1.0	9.8
東金市	1.2	1.2	9.8
茂原市	1.8	1.7	9.4
富里市	1.0	1.0	9.9
白井市	1.3	1.6	12.2
山武市	1.0	0.8	8.2
三浦市	0.8	0.7	7.7
牛久市	1.7	2.0	11.4
白岡市	1.1	1.3	11.9



年少人口割合

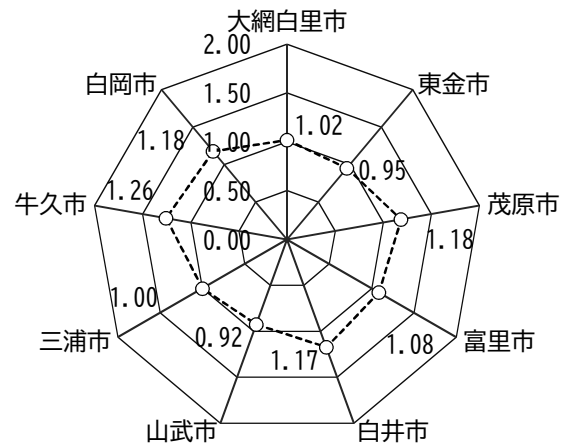
年少人口割合を比較すると、大網白里市は比較都市の中では低い方となっています。

年少人口が高い「白井市」は12.2%と比較都市中で最も高い割合になっています。総人口・年少人口で同程度の「富里市」は、年少人口割合では大網白里市の 9.8%よりやや高めの9.9%となっています。



合計特殊出生率

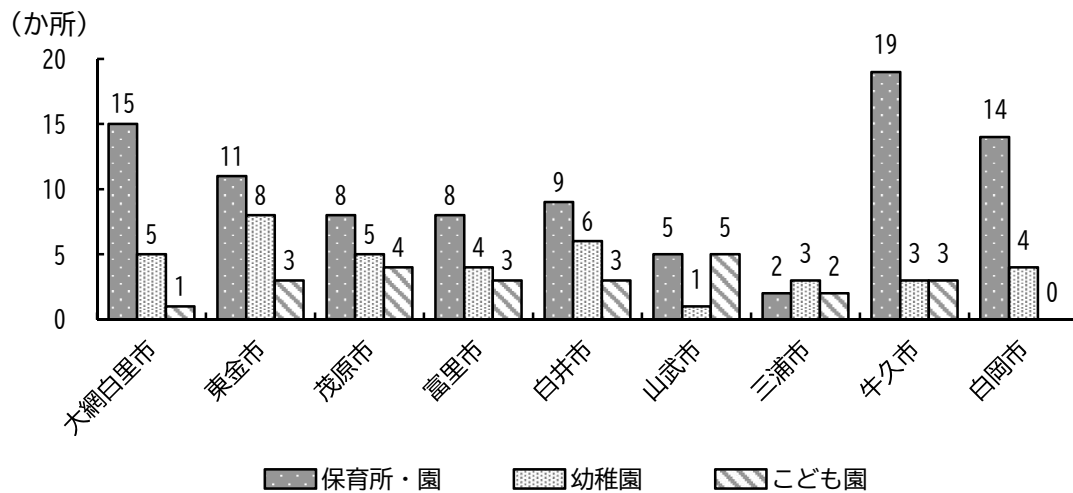
合計特殊出生率を比較すると、一番高い牛久市は1.26で、大網白里市は1.02となっており比較都市の中では4番目に低くなっています。



資料：庁内資料（令和4年）
三浦市は令和3年

保育所・園、幼稚園、こども園の数（令和5年度）

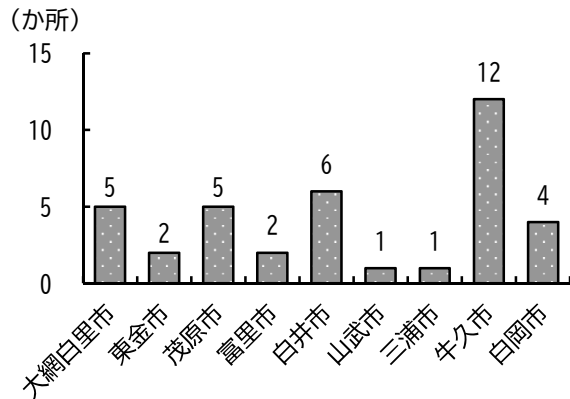
大網白里市では保育所・園15か所、幼稚園5か所、こども園1か所となっています。比較都市も同様に保育所・園が幼稚園より多くなっています。



資料：庁内資料

子育て支援センターの数（令和5年度）

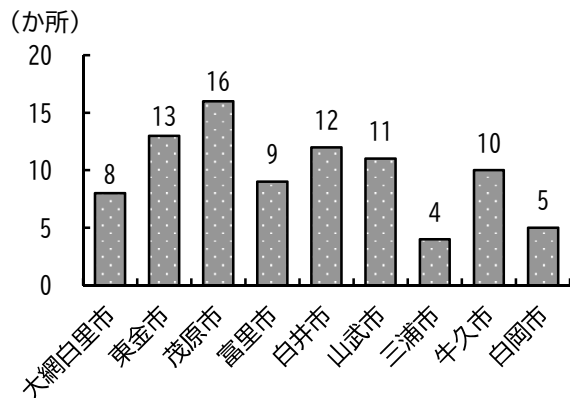
大網白里市では地域子育て支援拠点は5か所となっています。「牛久市」では、12か所と比較都市の中では最も数が多くなっています。



資料：庁内資料

学童保育・学童クラブの数（令和5年度）

大網白里市では学童保育室は公立7か所、民営1か所の計8か所となっています。



資料：庁内資料

4 ニーズ調査結果概要

(1) 調査の概要

① 調査目的

第3期大網白里市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子ども・子育て支援の現状や子育て中の保護者の利用希望などを把握し、計画に反映させるために調査を行いました。

② 調査対象

大網白里市内在住の未就学児童の保護者：1,262世帯（全数）

大網白里市内在住の小学生児童の保護者：750世帯（無作為抽出）

③ 調査期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）の30日間。

④ 調査方法

未就学児の保護者へは、保育施設での配布または郵送配布のいずれかで配布し、回収は郵送またはオンラインでの回答。

小学生児童の保護者へは、通っている小学校で配布し、回収は郵送またはオンラインでの回答。

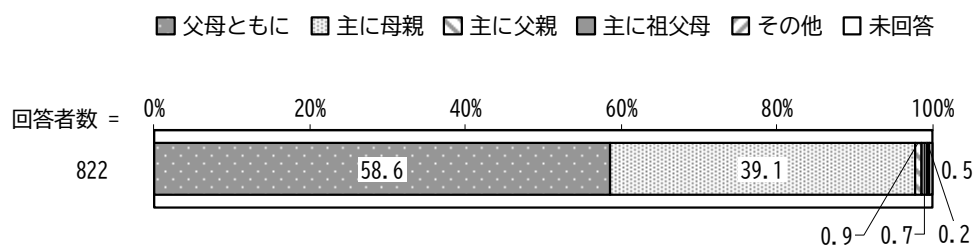
⑤ 回収状況

	未就学児（0～6歳）のいる保護者	小学生児童の保護者
対象数	1,262 世帯	750 世帯
回収数	822 票	514 票
回収率	65.1%	68.5%

(2) お子さんご家族の状況について

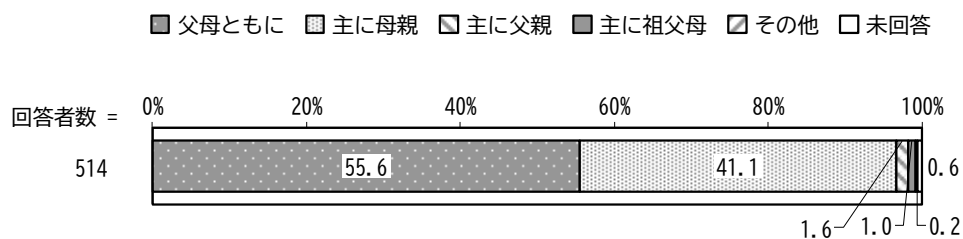
① 子育てを主に行っている人【未就学児童の保護者】

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」(58.6%) が最も多く、次いで「主に母親」(39.1%) が多くなっています。



② 子育てを主に行っている人【小学生児童の保護者】

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」(55.6%) が最も多く、次いで「主に母親」(41.1%) が多くなっています。

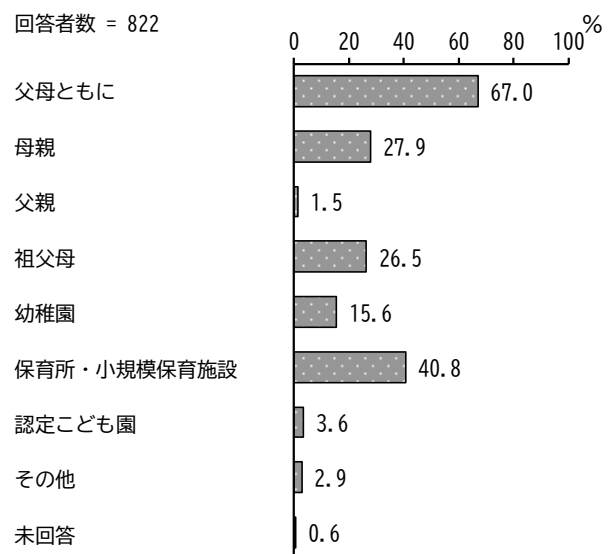


(3) 子どもの育ちをめぐる環境について

① 子育てに日常的に関わっている人【未就学児童の保護者】

子育てに日常的に関わっている人は、「父母ともに」(67.0%)が最も多く、次いで「保育所・小規模保育施設」、「母親」の順に多くなっています。

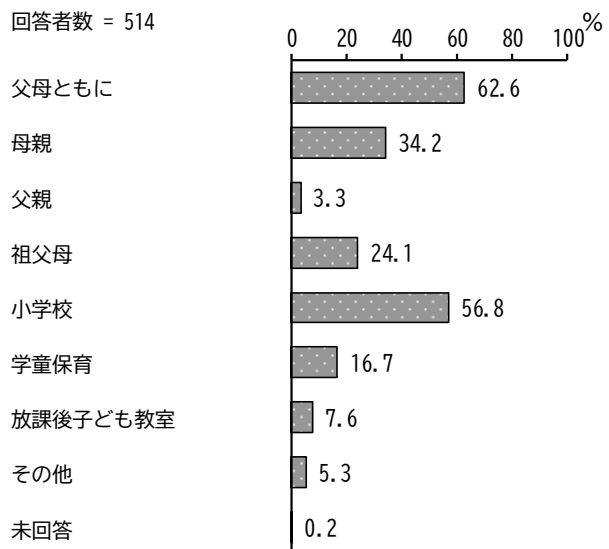
回答者数 = 822



② 子育てに日常的に関わっている人【小学生児童の保護者】

子育てに日常的に関わっている人は、「父母ともに」(62.6%)が最も多く、次いで「小学校」、「母親」の順に多くなっています。

回答者数 = 514



③ 子育てをする上で周囲に期待するサポート【未就学児童の保護者】

子育てをする上で周囲に期待するサポートとしては、「子育て中の親がリフレッシュできる機会の提供」(61.4%)が最も多く、次いで「父親を対象とした子育て講座や仲間づくりのサポート」、「乳幼児の発育や食事・栄養についての相談事業」の順に多くなっています。

回答者数 = 822

子育て中の先輩ママに妊娠中の不安や悩みを聞いてもらえるようなところ

妊娠中からの仲間づくりをサポート

出産前から「子どものしつけ」「子どもとの接し方」などを教えてくれる講座

乳幼児期の子育てについての講座

子育て中の親がリフレッシュできる機会の提供

父親を対象とした子育て講座や仲間づくりのサポート

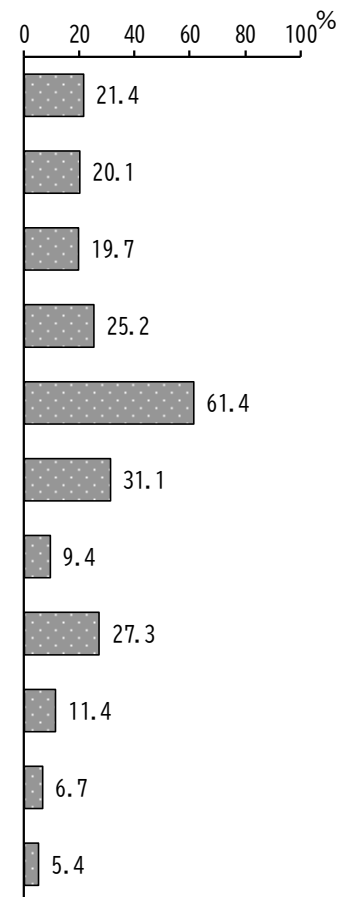
祖父母を対象とした子育て講座

乳幼児の発育や食事・栄養についての相談事業

特になし

その他

未回答

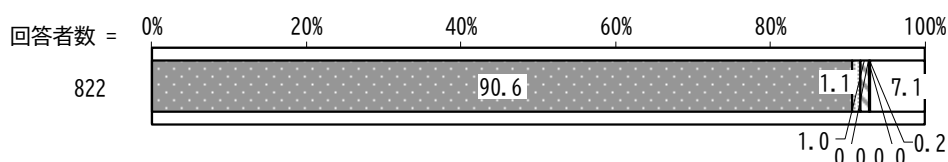


(4) お子さんの保護者の就労状況について

① 父親の現在の就労状況【未就学児童の保護者】

父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.6%となっています。

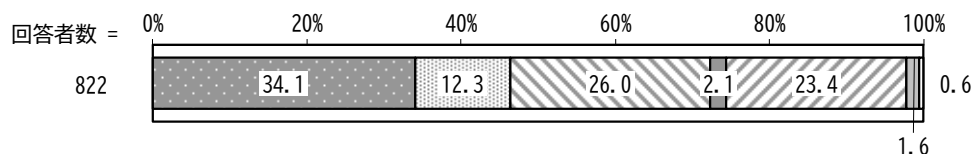
- ☒ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☒ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☒ パートタイム（「フルタイム」以外の短時間の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☒ パートタイム（「フルタイム」以外の短時間の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☒ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ☐ これまで就労したことがない
- ☐ 未回答



② 母親の現在の就労状況【未就学児童の保護者】

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（34.1%）が最も多く、次いで「パートタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の順に多くなっています。

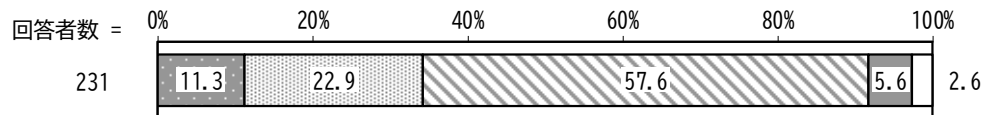
- ☒ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☒ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☒ パートタイム（「フルタイム」以外の短時間の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☒ パートタイム（「フルタイム」以外の短時間の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☒ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ☐ これまで就労したことがない
- ☐ 未回答



③ 母親のフルタイムへの転換希望【未就学児童の保護者】

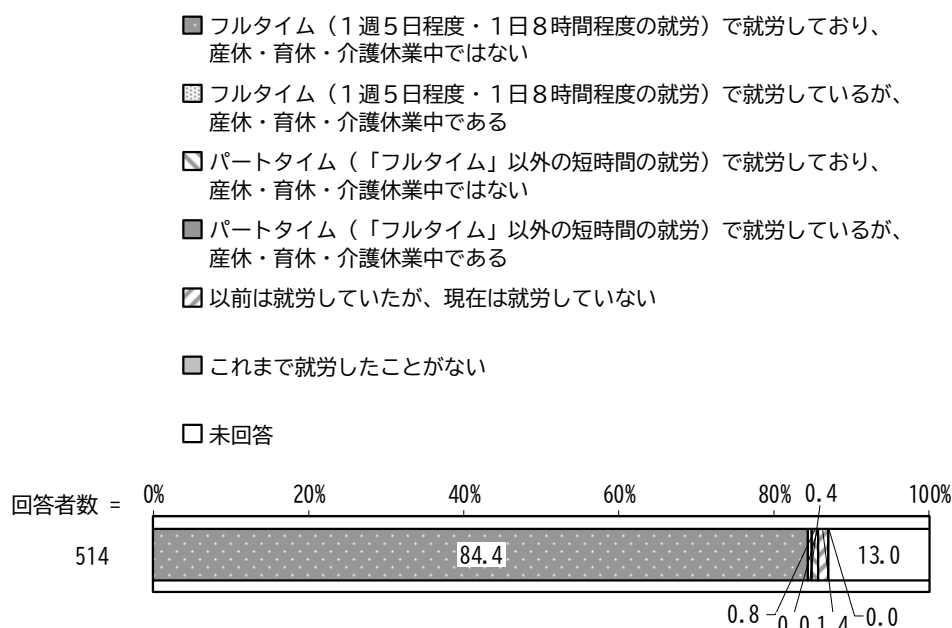
現在パートタイムで就労中の方のうち、フルタイムへの転換希望があるかについては、「パートタイムの就労を続けることを希望」(57.6%) が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が多くなっています。

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
- ▨ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- ▤ パートタイム（「フルタイム」以外の短時間）の就労を続けることを希望
- パートタイム（「フルタイム」以外の短時間）をやめて子育てや家事に専念したい
- 未回答



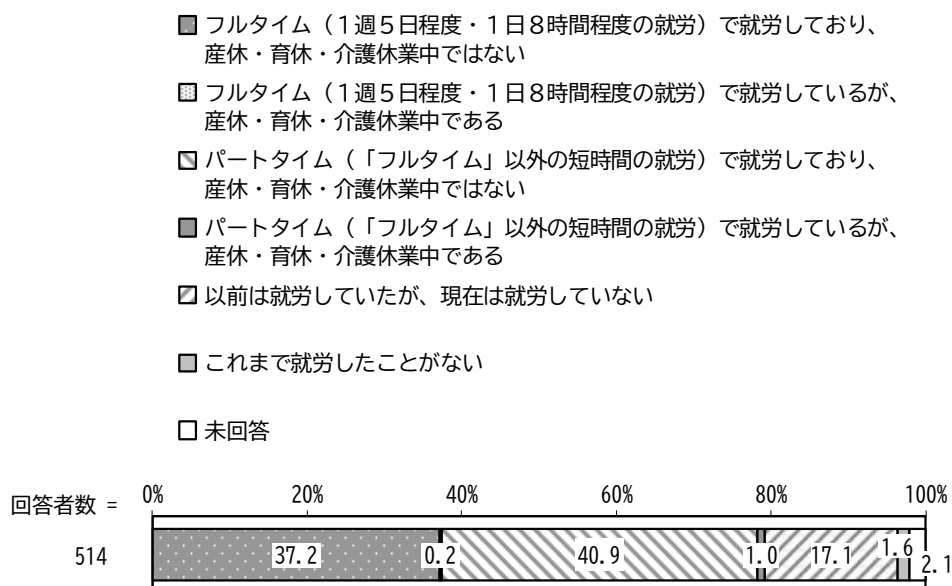
④ 父親の現在の就労状況【小学生児童の保護者】

父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（84.4%）が最も多くなっています。



⑤ 母親の現在の就労状況【小学生児童の保護者】

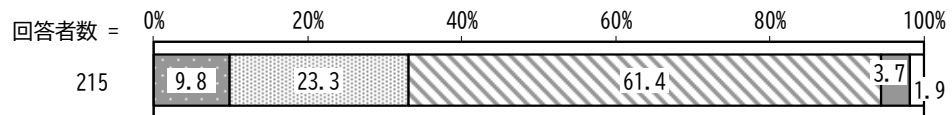
母親の現在の就労状況は、「パートタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（40.9%）が最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（37.2%）が多くなっています。



⑥ 母親のフルタイムへの転換希望【小学生児童の保護者】

現在パートタイムで就労中の方のうち、フルタイムへの転換希望があるかについては、「パートタイムの就労を続けることを希望」(61.4%) が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が多くなっています。

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パートタイム（「フルタイム」以外の短時間）の就労を続けることを希望
- パートタイム（「フルタイム」以外の短時間）をやめて子育てや家事に専念したい
- 未回答

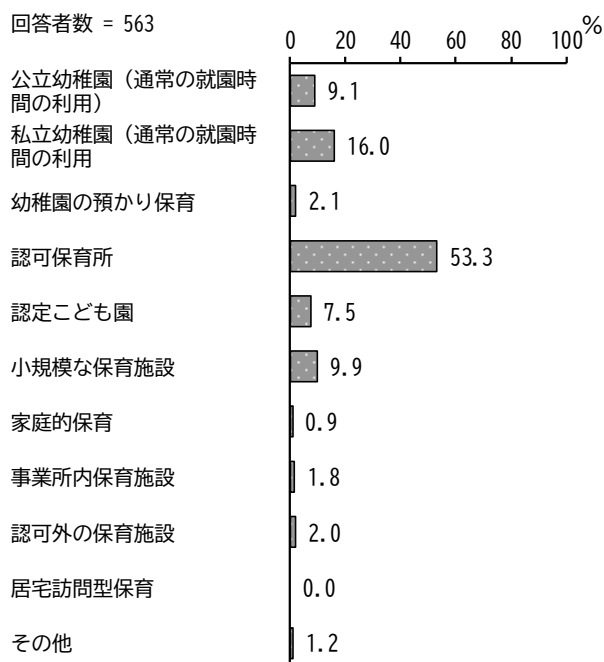


(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

【未就学児童の保護者】

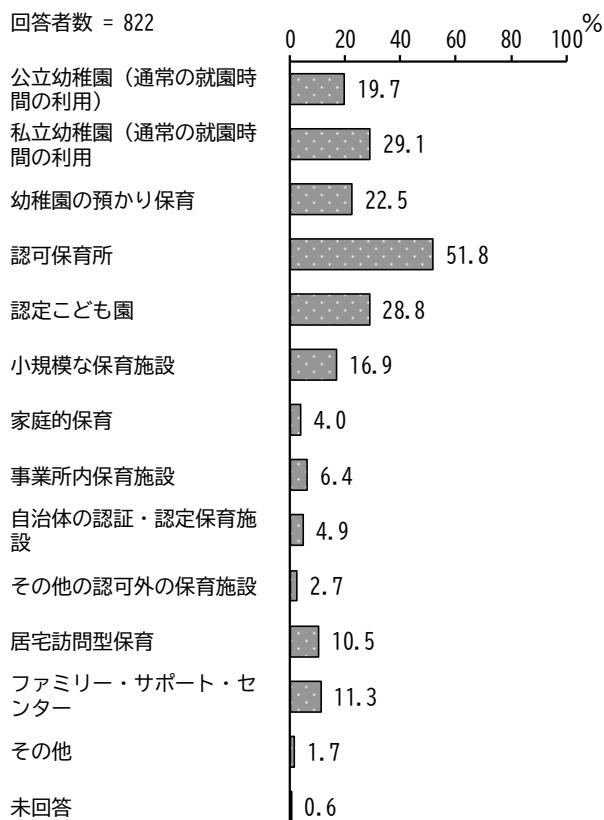
① 年間を通じて平日に定期的に利用しているサービス

年間を通じて平日に定期的に利用しているサービスとしては、「認可保育所」(53.3%)が最も多く、次いで「私立幼稚園」、「小規模な保育施設」の順に多くなっています。



② 平日に定期的に利用したいと考える教育・保育サービス

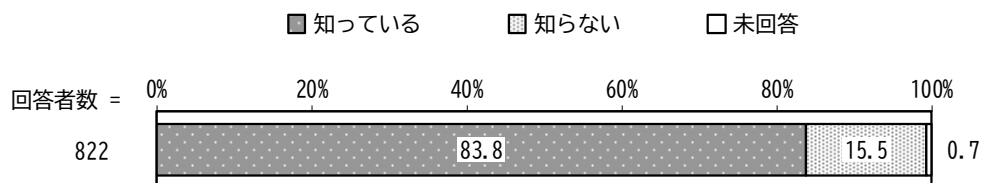
平日に定期的に利用したいと考える教育・保育サービスは、「認可保育所」(51.8%)が最も多く、次いで「私立幼稚園」、「認定こども園」の順に多くなっています。



(6) 地域の子育て支援事業の利用状況について【未就学児童の保護者】

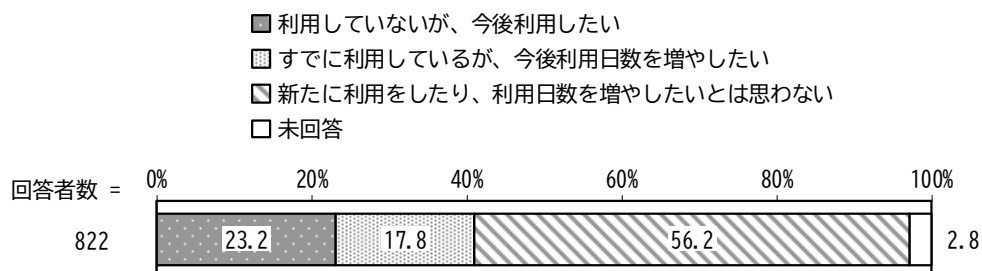
① 地域子育て支援センターの認知度

地域子育て支援センターの認知度については、「知っている」が83.8%、「知らない」が15.5%となっています。



② 地域子育て支援センターの利用意向

地域子育て支援センターの利用意向については、「新たに利用をしたり、利用日数を増やしたいとは思わない」(56.2%)が最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」(23.2%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(17.8%)の順に多くなっています。

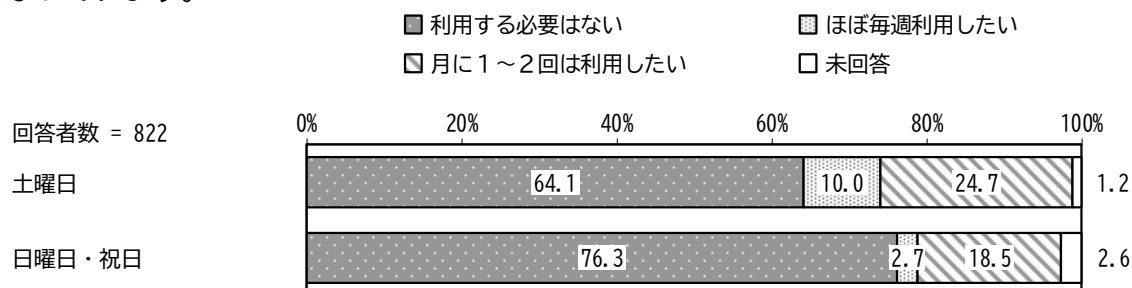


(7) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について【未就学児童の保護者】

① 定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」(64.1%)が最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が多くなっています。また、『利用したい』(「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計)は34.7%となっています。

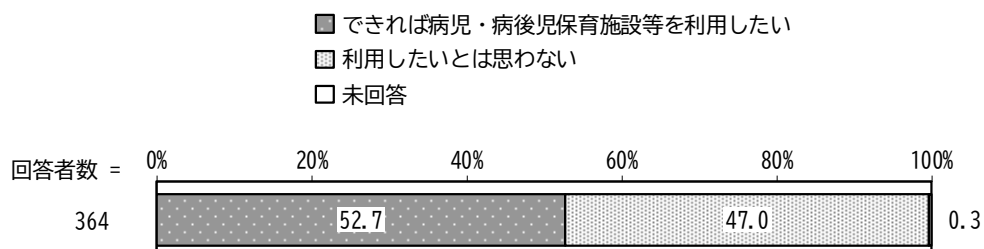
日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」(76.3%)が最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が多くなっています。また、『利用したい』(「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計)は21.2%となっています。



(8) 病気の際の対応について

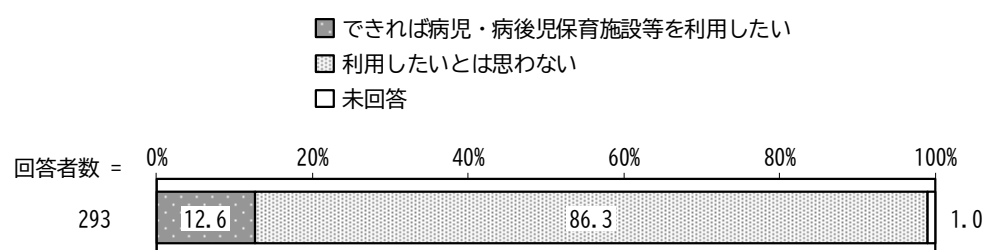
① 病児・病後児保育施設の利用意向【未就学児童の保護者】

子どもが病気の際の対処方法として「母親が休んだ」、「父親が休んだ」を選んだ回答者の病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が52.7%、「利用したいとは思わない」が47.0%となっています。



② 病児・病後児保育施設の利用意向【小学生児童の保護者】

子どもが病気の際の対処方法として「母親が休んだ」、「父親が休んだ」を選んだ回答者の病児・病後児保育施設の利用意向については、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が12.6%、「利用したいとは思わない」が86.3%となっています。

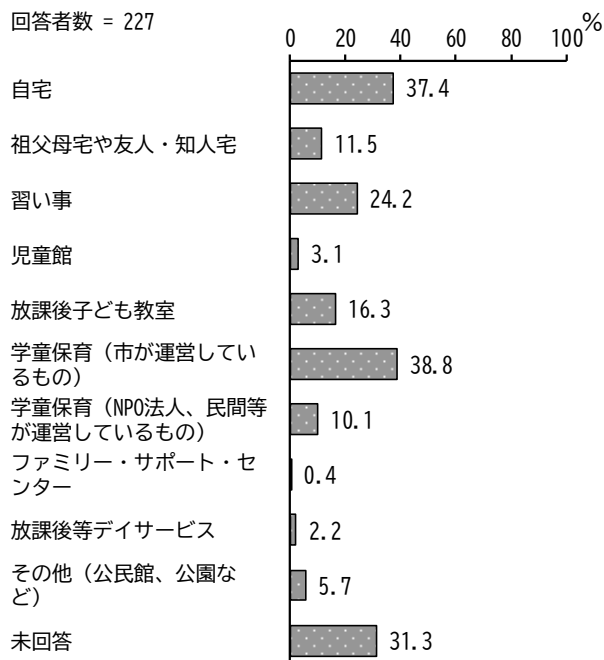


(9) 小学校就学後の放課後の過ごし方について【未就学児童の保護者】

① 小学校就学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか

小学校就学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「学童保育（市が運営しているもの）」（38.8%）が最も多く、次いで、「自宅」「習い事」の順に多くなっています。

回答者数 = 227

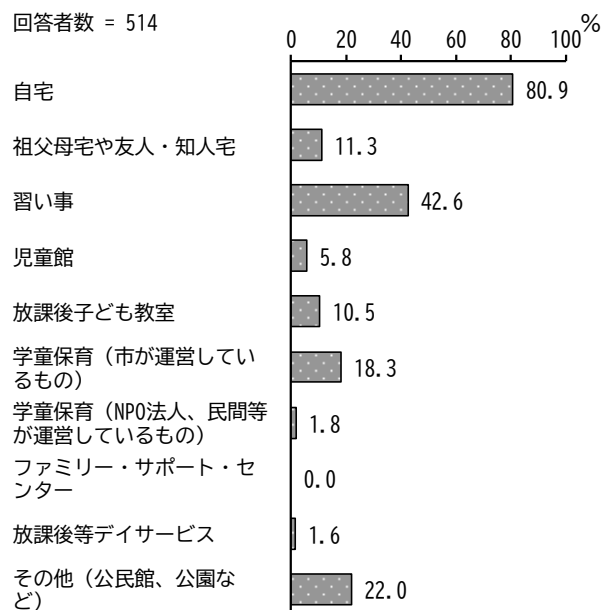


(10) 放課後の過ごし方について【小学生児童の保護者】

① 放課後の時間をどのような場所で過ごしているか

放課後の時間をどのような場所で過ごしているかについては、「自宅」(80.9%)が最も多く、次いで「習い事」(42.6%)、「その他（公民館、公園など）」(22.0%)の順に多くなっています。

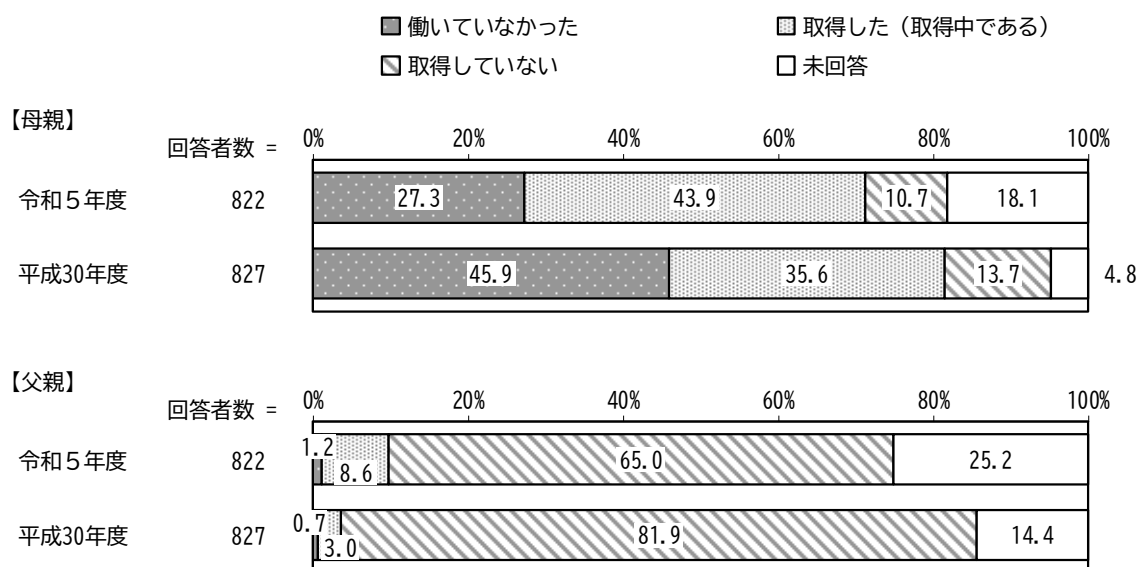
回答者数 = 514



(11) 職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況【未就学児童の保護者】

育児休業を取得したかどうかについて、母親では、「取得した（取得中である）」（43.9％）が最も多く、次いで、「働いていなかった」「取得していない」の順に多くなっています。父親では、「取得していない」（65.0％）が最も多くなっています。

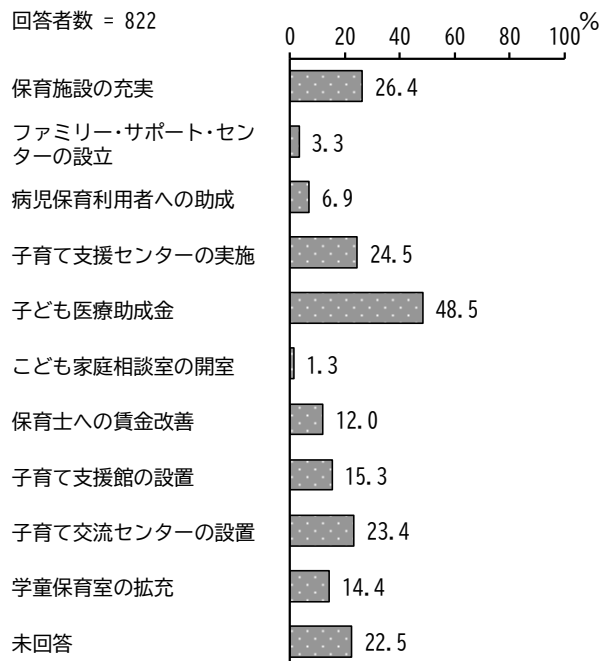


(12) 大網白里市の子育て環境や支援について

① 市の子育て支援施策で評価されているもの【未就学児童の保護者】

市の子育て支援施策で評価されているものについては、「子ども医療助成金」(48.5%)が最も多く、次いで「保育施設の充実」(26.4%)、「子育て支援センターの実施」(24.5%)の順に多くなっています。

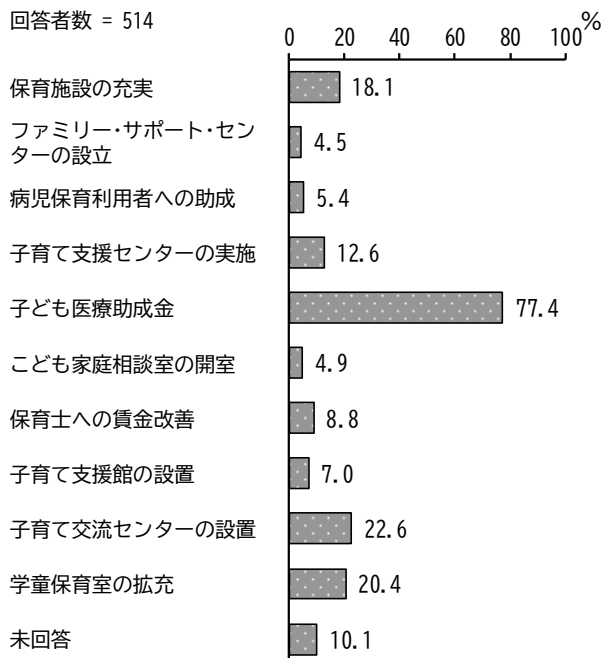
回答者数 = 822



② 市の子育て支援施策で評価されているもの【小学生児童の保護者】

市の子育て支援施策で評価されているものについては、「子ども医療助成金」(77.4%)が最も多く、次いで「子育て交流センターの設置」(22.6%)、「学童保育室の拡充」(20.4%)の順に多くなっています。

回答者数 = 514

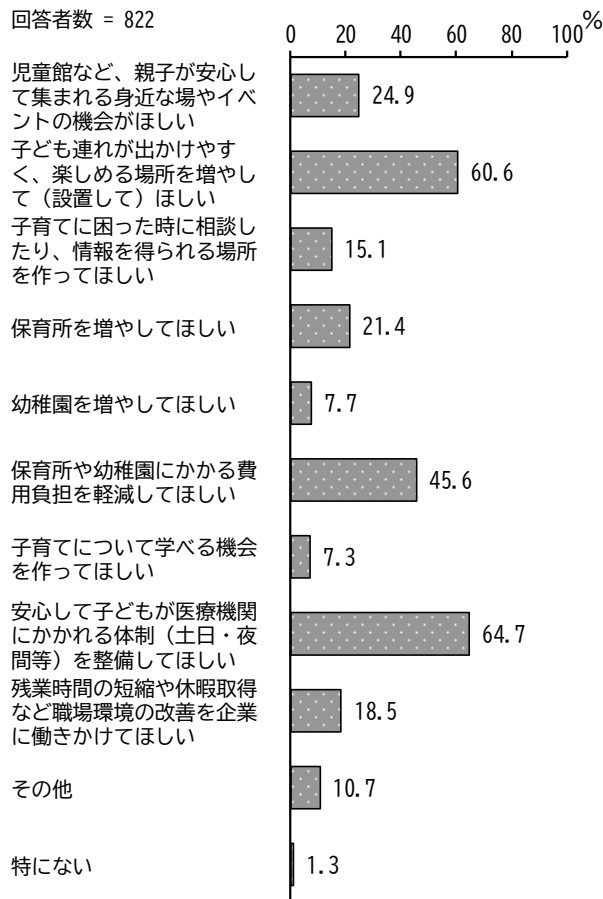


③ 市に期待する子育て支援

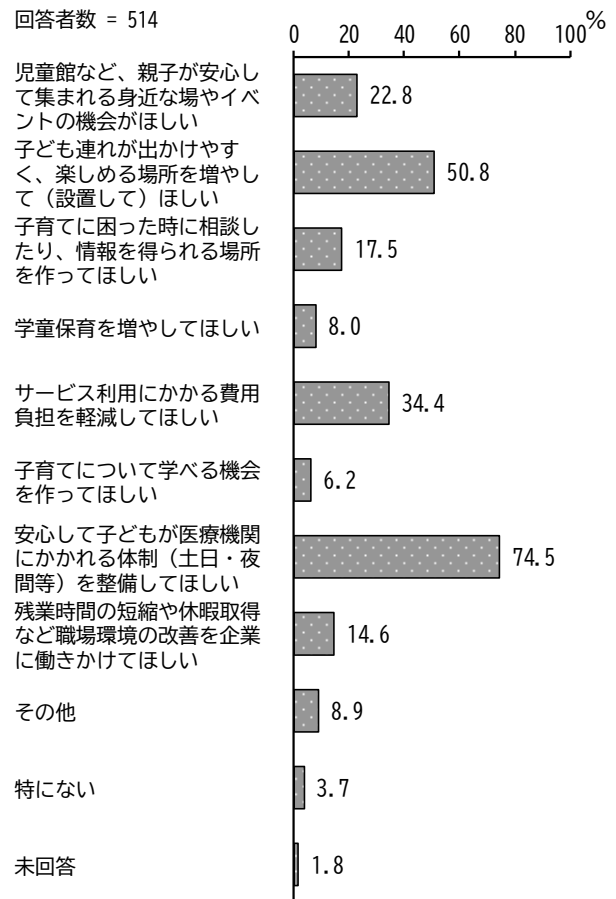
市に期待する子育て支援について、未就学児童の保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制(土日・夜間等)を整備してほしい」(64.7%)が最も多く、次いで「子ども連れが出かけやすく、楽しめる場所を増やして(設置して)ほしい」(60.6%)、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(45.6%)の順に多くなっています。

小学生児童の保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制(土日・夜間等)を整備してほしい」(74.5%)が最も多く、次いで「子ども連れが出かけやすく、楽しめる場所を増やして(設置して)ほしい」(50.8%)、「サービス利用にかかる費用負担を軽減してほしい」(34.4%)の順に多くなっています。

【未就学児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



第3章

計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援事業計画の基本的視点

第2期計画と同様に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針」から下記の4つを基本的視点とし、本市の子ども・子育てに関する取り組みを実施していきます。

○子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準を確保します。

○すべての子どもに対し、法に基づく給付及び、必要に応じた子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じるなど、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

○すべての子育て家庭を対象に、「親育ち」の過程を支援していきます。

○子ども・子育て支援は、未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たしていきます。

1. 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子どもたちの置かれている環境への対応

- 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化
(核家族化・地縁の希薄化・乳幼児と接する機会の減少など)
- 共働き家庭の増加や非正規雇用の増大、出産に伴う女性の就労の厳しさ
- 都市部を中心とした保育待機児童数の増大
- 子育て世代の父親の長時間労働と家事・子育てへの参画時間の少なさ
- 子育ての負担や不安、孤立感の高まりと子どもの健やかな心身の発達を阻害する児童虐待の発生
- 少子化による乳幼児期に異年齢の中で育つ機会の減少



★子どもの育ちと子育てを行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要

2. 子どもの育ちに関する理念

生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期の子どもの「育ち」

- 乳幼児期：乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。
- 就学学童期：学校教育とともに、遊びやレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮します。



★乳児期における、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成します。

★幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、及び学童期における心身の健全な発達を促します。



一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任。

3. 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供

- 子育ての第一義的責任は保護者が有すること、家庭は教育の原点であることを前提に、現在の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。
- 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援をしていくことです。
- 保護者以外の保育者の関わりにおいては、3歳未満の乳幼児では、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助が重要です。3歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、人間関係の面でも、成長する時期であり、教育の役割は極めて重要で、小学校教育との連携・接続にも配慮する必要があります。
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む、すべての家庭及び子どもを対象として、総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要があります。



★子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善に取り組みます。

★妊娠・出産期からの切れ目のない支援、保護者への相談対応や適切な情報提供、子どもの発達段階に応じた保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域人材の活用を進めます。

★子育て支援者の専門性の向上、施設整備等の環境確保、適切なサービス評価に取り組みます。



発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要

4. 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

子どもの最善の利益の実現を目指して

- 市町村：幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する。
- 事業主：子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境を整備する。
- 保護者：地域社会に参画し、相互に連携し、地域の子ども・子育て支援に必要な役割を担う。
- 教育・保育施設：地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担う。



★社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、各々の役割を果たします。



地域及び社会全体が、子育て中の保護者を支え、未来の社会を担う子どもが、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 基本理念

基本理念は、第2期計画を継承します。

遊ぶこと、学ぶこと、いろいろな経験を積み重ね自らの力で育っていく子どもたち、このまちでは個性豊かなすべての子どもが主役です。

子どもが主役として健やかに育つためには、地域社会全体が子育て家庭を見守り、親自身が、喜びと自信をもって子育てができるよう、支えていくことが大切です。

そして、ふるさと大網白里市で、すべての子どもたちが安心して暮らせる「住みたい・住み続けたいまち」を未来へつないでいきたい、そんな願いを込め、この計画の基本理念を次のように掲げます。

【基本理念】

すべての子どもが主役！

**地域で支え 未来へつなぐ あんしん子育て
大網白里市子育て支援プラン**

3 基本目標

本計画の策定にあたっては、基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 子ども 質の高いきめ細やかな子育て支援

子どもにとって、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期です。

子どもたちの情緒の安定や心身の健やかな成長のために、すべての子どもの人権が守られるよう対策を図り、子どもが自身の力で成長していく「子育て」に向けた各種支援を行っていきます。

また、教育の内容の充実を図り、安心して教育が受けられるよう良好な教育環境を整備し、次代を担うすべての子どもの状況にあわせた教育・保育の提供体制の確保と質の向上に努めます。

さらに、子どもの発育に合わせた健康増進のための機会の確保と情報提供を図り、個別の支援が必要な子どもとその家庭にはきめ細かなサポートを実施し、子どもの貧困対策を進めます。

基本目標2 家庭 ゆとりある安心な子育て

子育てへの支援は、保護者が子育てについての責任を果たし、子育ての権利を持つことが可能となるように、バランス良く支援していくことが大切です。

母子が心身ともに、健やかに過ごすことができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

また、安心して子育てができる場や保育サービスの拡充に努め、すべての子育て家庭に向けて、多様で総合的な子育て支援を推進します。

さらに、仕事と家庭生活の両立を支援し、すべての親が子育てに喜びと自信を持てるよう親育て活動の充実や、ゆとりを持って子育てできる環境の整備を目指します。

基本目標3 地域 見守り、寄り添う子育て支援

未来の地域を創り、担っていく子どもたちが健やかに成長していくには、地域に関わるすべての人がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

地域が、子ども・子育てに対して理解を深め、子どもの育ちを見守り、支援していくよう啓発に努めます。

また、子育て家庭に寄り添い、支え、すべての子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを目指し、安全・安心な地域の生活環境を整備します。

第4章

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の体系

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域子ども・子育て支援事業を主体的に取り組みます。

子ども・子育て支援事業計画	教育・保育	施設型給付	認定こども園	1号認定（3～5歳）	
				2号認定（3～5歳）	
				3号認定（0～2歳）	
			幼稚園	1号認定（3～5歳）	
				2号認定（3～5歳）	
		保育所	3号認定（0～2歳）		
			地域型保育給付	小規模保育	3号認定（0～2歳）
		家庭的保育			
		居宅訪問型保育			
		事業所内保育			
	地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業			
		利用者支援事業			
		地域子育て相談機関			
		妊婦等包括相談支援事業			
		2 時間外保育事業（延長保育事業）			
		3 放課後児童健全育成事業			
		4 子育て短期支援事業（ショートステイ）			
		5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）			
		6 養育支援訪問事業			
		7 子育て世帯訪問支援事業			
		8 児童育成支援拠点事業			
		9 親子関係形成支援事業			
		10 地域子育て支援拠点事業			
		11 一時預かり事業			
		幼稚園型			
		幼稚園型以外			
		12 病児・病後児保育事業			
		13 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			
		14 妊婦健康診査			
		15 産後ケア事業			
		16 乳児等通園支援事業			
		17 実費徴収に係る補足給付を行う事業			
		18 多様な主体の参入促進事業			

2 提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

本市では、第1期、第2期計画と同様に、地理的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業は本市の中学校区を基に以下の3区分として設定し、それ以外の事業は市全域として設定します。

■大網地域（大網中学校区） ■増穂地域（増穂中学校区） ■白里地域（白里中学校区）

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定

		事業名等	区域設定
教育・保育			3区域
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業	市全域
		地域子育て相談機関	市全域
		妊婦等包括相談支援事業	市全域
	2	時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
	3	放課後児童健全育成事業	3区域
	4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
	6	養育支援訪問事業	市全域
	7	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	8	児童育成支援拠点事業	市全域
	9	親子関係形成支援事業	市全域
	10	地域子育て支援拠点事業	市全域
	11	一時預かり事業（幼稚園型）	市全域
		一時預かり事業（幼稚園型以外）	市全域
	12	病児・病後児保育事業	市全域
	13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	14	妊婦健康診査事業	市全域
	15	産後ケア事業	市全域
	16	乳児等通園支援事業	市全域
	17	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	18	多様な事業者の参入促進事業	市全域

4 子どもの人口推計

0歳から11歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法※により推計しました。

0歳から2歳までの子どもの人口推計は令和8年度から減少していくことが見込まれています。

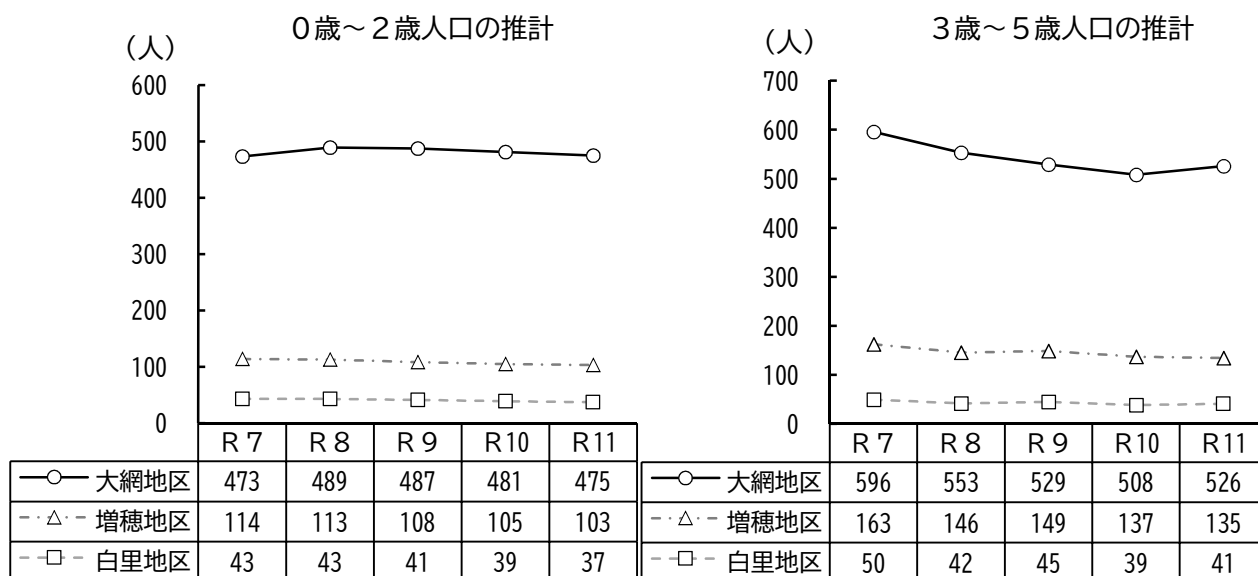
また、3歳から5歳までの子どもの人口推計は年々減少し続け令和11年には令和7年度から100人程の減少が見込まれています。

市全域

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	207	204	201	197	194
1歳	219	218	214	211	207
2歳	204	223	221	217	214
3歳	265	211	231	229	225
4歳	253	270	214	235	233
5歳	291	260	278	220	244
6歳	309	299	267	286	226
7歳	304	311	300	268	287
8歳	319	304	311	300	268
9歳	346	320	305	312	301
10歳	376	346	321	306	313
11歳	354	380	351	325	310

※ コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。



地域別

地域別の人口推計をみると、3地域ともに減少の見込みとなっていますが、特に白里地域においては、令和7年度から令和11年度で、約3割の人口減少が見込まれています。

【大網地域】

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	160	158	156	154	152
1歳	164	166	164	162	160
2歳	149	165	167	165	163
3歳	192	154	171	173	171
4歳	198	196	157	174	176
5歳	206	203	201	161	179
6歳	223	211	208	206	165
7歳	215	225	212	209	207
8歳	234	214	224	211	208
9歳	257	236	216	226	213
10歳	261	256	235	215	225
11歳	253	264	260	238	218

【増穂地域】

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	33	32	32	31	30
1歳	40	38	36	36	35
2歳	41	43	40	38	38
3歳	55	44	46	43	41
4歳	44	56	45	47	44
5歳	64	46	58	47	50
6歳	65	67	48	61	49
7歳	61	65	67	48	61
8歳	60	62	66	68	49
9歳	54	59	61	65	67
10歳	77	56	61	63	67
11歳	73	78	57	62	64

【白里地域】

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	14	14	13	12	12
1歳	15	14	14	13	12
2歳	14	15	14	14	13
3歳	18	13	14	13	13
4歳	11	18	12	14	13
5歳	21	11	19	12	15
6歳	21	21	11	19	12
7歳	28	21	21	11	19
8歳	25	28	21	21	11
9歳	35	25	28	21	21
10歳	38	34	25	28	21
11歳	28	38	34	25	28

5 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育の現在の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、教育・保育の利用定員等の「量の見込み」と確保方策を示します。

(1) 1号認定・2号認定（幼稚園希望）3～5歳

【確保方策】

- ・市内には、現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園1園、私立認定こども園1園があります。
- ・令和7年度からは、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、公立幼稚園2園、公立認定こども園1園となります。
- ・市全域でみると、量の見込みは、確保方策の特定教育・保育施設又は、新制度未移行幼稚園において確保できる見込みです。
- ・地域別にみると、白里地域において量の見込みが確保方策より上回っていますが、近隣地域の施設利用によりこれらの地域の量の見込みに対して市全域で対応できるものと考えます。

市全域

(人)

大網白里市全域		令和6年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		333	330	303	294	279	287
内訳	1号認定	250	241	221	215	204	210
	2号認定（幼稚園希望）	83	89	82	79	75	77
②確保方策		630	582	582	582	582	582
内訳	特定教育・保育施設	330	282	282	282	282	282
	新制度未移行幼稚園(※)	300	300	300	300	300	300
確保の状況②-①		297	252	279	288	303	295
確保の内容		・公立幼稚園2園及び公立認定こども園1園の定員162人。 ・私立幼稚園1園の定員300人。 ・私立認定こども園1園の定員120人。 ・令和7年度より、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、認定こども園へ移行することに伴い、定員48人減。					

※ 新制度未移行幼稚園とは、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園のことです。

地域別

(人)

大網地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		253	253	234	224	216	223
内訳	1号認定	190	187	173	166	160	165
	2号認定（幼稚園希望）	63	66	61	58	56	58
②確保方策		510	510	510	510	510	510
内訳	特定教育・保育施設	210	210	210	210	210	210
	新制度未移行幼稚園(※)	300	300	300	300	300	300
確保の状況②－①		257	257	276	286	294	287
確保の内容		公立幼稚園は瑞穂幼稚園の1園。 私立幼稚園は大網木の花幼稚園の1園、私立認定こども園は季美の森幼稚園の1園。					

(人)

増穂地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		64	57	52	52	48	48
内訳	1号認定	48	41	37	37	34	34
	2号認定（幼稚園希望）	16	16	15	15	14	14
②確保方策		60	60	60	60	60	60
確保の状況②－①		▲4	3	8	8	12	12
確保の内容		公立増穂幼稚園。					

(人)

白里地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		16	20	17	18	15	16
内訳	1号認定	12	13	11	12	10	11
	2号認定（幼稚園希望）	4	7	6	6	5	5
②確保方策		60	12	12	12	12	12
確保の状況②－①		44	▲8	▲5	▲6	▲3	▲4
確保の内容		公立しらさとこども園。					

(2) 2号認定3～5歳

【確保方策】

- ・市内の保育施設は、現在、公立保育所2か所、私立保育所6か所、私立認定こども園1か所があります。
- ・令和7年度からは、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、公立保育所1か所、公立認定こども園1か所となります。
- ・市全域でみると、量の見込みは、確保方策の特定教育・保育施設において確保できる見込みです。
- ・地域別にみると、大網地域及び増穂地域で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣地域での利用により、これらの地域の量の見込みに対しては、市全域で対応できるものと考えます。

市全域

(人)

大網白里市全域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		468	479	438	429	405	415
②確保方策		463	463	463	463	463	463
内訳	特定教育・保育施設	463	463	463	463	463	463
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②－①		▲5	▲16	25	34	58	48
確保の内容		・公立保育所1か所及び公立認定こども園1か所の定員135人。 ・私立保育園6か所の定員288人。 ・私立認定こども園1か所の定員40人。 ・令和7年度より、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、認定こども園へ移行しますが、2号認定に係る定員の増減はありません。					

地域別

(人)

大網地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		342	343	316	302	290	300
②確保方策		328	328	328	328	328	328
内訳	特定教育・保育施設	328	328	328	328	328	328
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②-①		▲14	▲15	12	26	38	28
確保の内容		認可保育所は、あさひ保育園、大竹保育園、みどりが丘保育園、ありんこ親子保育園、あひる保育園、こなか保育園の私立6か所。 認定こども園は季美の森幼稚園の私立1か所。					

(人)

増穂地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		94	99	84	85	78	77
②確保方策		75	75	75	75	75	75
内訳	特定教育・保育施設	75	75	75	75	75	75
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②-①		▲19	▲24	▲9	▲10	▲3	▲2
確保の内容		公立増穂保育所。					

(人)

白里地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		32	34	24	25	22	24
②確保方策		60	60	60	60	60	60
内訳	特定教育・保育施設	60	60	60	60	60	60
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②-①		28	26	36	35	38	36
確保の内容		公立しらさとこども園。					

(3) 3号認定0歳

【確保方策】

- ・市内の保育施設は、現在、公立保育所1か所、公立小規模保育施設1か所、私立保育所5か所、私立小規模保育施設3か所、私立家庭的保育事業所1か所、私立認可外保育施設（企業主導型）1か所の計12か所があります。
- ・令和7年度からは、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、公立保育施設は公立認定こども園1か所、公立小規模保育施設1か所となります。
- ・市全域でみると、量の見込みが確保方策の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受け入れ定員を上回っています。
- ・地域別にみると全地域で量の見込みが確保方策を上回っています。
- ・近年の保育士不足の影響により最も人手が必要な0歳児の確保量の積み増しが厳しくなっているため、引き続き、保育士確保のための施策を講じていきます。また、既存施設における定員の拡充や定員の弾力化等による対応のほか、なお不足が見込まれる場合は、特定教育・保育施設のほか、特定地域型保育事業の整備による定員の確保を行っていきます。

市全域

(人)

大網白里市全域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		40	55	54	52	52	51
②確保方策		50	50	50	50	50	53
内訳	特定教育・保育施設	31	31	31	31	31	31
	特定地域型保育事業	16	16	16	16	16	19
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
確保の状況②－①		10	▲5	▲4	▲2	▲2	2
確保の内容		・公立認定こども園1か所及び公立小規模保育施設1か所の定員9人。 ・私立保育園5か所の定員28人。 ・私立小規模保育施設3か所、私立家庭的保育事業所1か所の定員10人。 ・私立認可外保育施設（企業主導型）1か所の定員3人。 ・令和7年度より、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、認定こども園へ移行しますが、3号認定（0歳）に係る定員の増減はありません。					

地域別

(人)

大網地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		30	42	42	41	41	40
②確保方策		40	40	40	40	40	43
内訳	特定教育・保育施設	28	28	28	28	28	28
	特定地域型保育事業	9	9	9	9	9	12
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
確保の状況②-①		10	▲2	▲2	▲1	▲1	3
確保の内容		認可保育所は、あさひ保育園、大竹保育園、みどりが丘保育園、あひる保育園、こなか保育園の私立5か所。 小規模保育施設は、エンジェルハートナーサリー、ありんこの森保育園、きょうりゅうのたまご保育園の私立3か所。 企業主導型認可外保育施設（地域枠）は、きららの星ナーサリーの1か所。					

(人)

増穂地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		7	9	8	8	8	8
②確保方策		7	7	7	7	7	7
内訳	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	7	7	7	7	7	7
確保の状況②-①		0	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1
確保の内容		公立増穂小規模保育事業所、私立鈴木家庭保育室の計2か所。					

(人)

白里地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3	4	4	3	3	3
②確保方策		3	3	3	3	3	3
内訳	特定教育・保育施設	3	3	3	3	3	3
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②-①		0	▲1	▲1	0	0	0
確保の内容		公立しらさとこども園。					

(4) 3号認定1歳

【確保方策】

- ・市内の保育施設は、現在、公立保育所1か所、公立小規模保育施設1か所、私立保育所5か所、私立小規模保育施設5か所、私立家庭的保育事業所1か所、私立認可外保育施設（企業主導型）1か所の計14か所があります。
- ・令和7年度からは、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、公立保育施設は公立認定こども園1か所、公立小規模保育施設1か所となります。
- ・市全域でみると、量の見込みが確保方策の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受け入れ定員を上回っています。
- ・地域別でみると、大網地域及び増穂地域で量の見込みが確保の内容を上回っています。
- ・人口推移を踏まえ、既存施設における定員の拡充や定員の弾力化等による対応のほか、なお不足が見込まれる場合は、特定教育・保育施設のほか、特定地域型保育事業の整備による定員の確保を行っていきます。

市全域

(人)

大網白里市全域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		94	111	110	108	107	105
②確保方策		101	101	101	101	101	105
内訳	特定教育・保育施設	58	58	58	58	58	58
	特定地域型保育事業	40	40	40	40	40	44
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
確保の状況②－①		7	▲10	▲9	▲7	▲6	0
確保の内容		・公立認定こども園1か所及び公立小規模保育施設1か所の定員22人。 ・私立保育園5か所の定員49人。 ・私立小規模保育施設5か所、私立家庭的保育事業所1か所の定員27人。 ・私立認可外保育施設（企業主導型）1か所の定員3人。 ・令和7年度より、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、認定こども園へ移行しますが、3号認定（1歳）に係る定員の増減はありません。					

地域別

(人)

大網地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		70	83	84	83	82	81
②確保方策		77	77	77	77	77	81
内訳	特定教育・保育施設	49	49	49	49	49	49
	特定地域型保育事業	25	25	25	25	25	29
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
確保の状況②-①		7	▲6	▲7	▲6	▲5	0
確保の内容		認可保育所は、あさひ保育園、大竹保育園、みどりが丘保育園、あひる保育園、こなか保育園の私立5か所。 小規模保育施設は、チャイルド・ルーム キッズ・らぶ、エンジェルハートナーサリー、ありんこの森保育園、きょうりゅうのたまご保育園、小規模保育ピッコロの私立5か所。 企業主導型認可外保育施設（地域枠）は、きららの星ナーサリーの1か所。					

(人)

増穂地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		17	20	19	18	18	18
②確保方策		15	15	15	15	15	15
内訳	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	15	15	15	15	15	15
確保の状況②-①		▲2	▲5	▲4	▲3	▲3	▲3
確保の内容		公立増穂小規模保育事業所、私立鈴木家庭保育室の計2か所。					

(人)

白里地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		7	8	7	7	7	6
②確保方策		9	9	9	9	9	9
内訳	特定教育・保育施設	9	9	9	9	9	9
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②-①		2	1	2	2	2	3
確保の内容		公立しらさとこども園。					

(5) 3号認定2歳

【確保方策】

- ・市内の保育施設は、公立保育所2か所、私立保育所6か所、私立認定こども園1か所、私立小規模保育施設5か所、私立家庭的保育事業所1か所、私立認可外保育施設（企業主導型）1か所の計16か所があります。
- ・令和7年度からは、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、公立保育施設は公立保育所1か所、公立認定こども園1か所となります。
- ・市全域でみると、令和8年度及び令和9年度における量の見込みが確保方策の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受け入れ定員を上回っています。
- ・地域別でみると、大網地域及び増穂地域で量の見込みが確保の内容を上回っています。
- ・人口推移を踏まえ、既存施設における定員の拡充や定員の弾力化等による対応のほか、なお不足が見込まれる場合は、特定教育・保育施設のほか、特定地域型保育事業の整備による定員の確保を行っていきます。

市全域

(人)

大網白里市全域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		151	135	148	147	143	142
②確保方策		144	144	144	144	144	144
内訳	特定教育・保育施設	113	113	113	113	113	113
	特定地域型保育事業	28	28	28	28	28	28
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
確保の状況②－①		▲7	9	▲4	▲3	1	2
確保の内容		・公立保育所1か所、公立認定こども園1か所の定員36人。 ・私立保育園6か所の定員71人。 ・私立認定こども園1か所の定員6人 ・私立小規模保育施設5か所、私立家庭的保育事業所1か所の定員28人。 ・私立認可外保育施設（企業主導型）1か所の定員3人。 ・令和7年度より、公立の白里幼稚園と白里保育所が統合し、認定こども園へ移行しますが、3号認定（1歳）に係る定員の増減はありません。					

地域別

(人)

大網地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		113	99	109	111	109	108
②確保方策		106	106	106	106	106	106
内訳	特定教育・保育施設	77	77	77	77	77	77
	特定地域型保育事業	26	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3
確保の状況②－①		▲7	7	▲3	▲5	▲3	▲2
確保の内容		認可保育所は、あさひ保育園、大竹保育園、みどりが丘保育園、ありんこ親子保育園、あひる保育園、こなか保育園の私立6か所。 認定こども園は季美の森幼稚園の私立1か所。 小規模保育施設は、チャイルド・ルーム キッズ・らぶ、エンジェルハートナーサリー、ありんこの森保育園、きょうりゅうのたまご保育園、小規模保育ピッコロの私立5か所。 企業主導型認可外保育施設（地域枠）は、きららの星ナーサリーの1か所。					

(人)

増穂地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		27	27	29	27	25	25
②確保方策		20	20	20	20	20	20
内訳	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18	18
	特定地域型保育事業	2	2	2	2	2	2
確保の状況②－①		▲7	▲7	▲9	▲7	▲5	▲5
確保の内容		公立増穂保育所、私立鈴木家庭保育室の計2か所。					

(人)

白里地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		11	9	10	9	9	9
②確保方策		18	18	18	18	18	18
内訳	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
確保の状況②－①		7	9	8	9	9	9
確保の内容		公立しらさとこども園。					

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策を示します。

(1) 利用者支援事業

① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

- ・現在、子育て支援サービスの利用についての相談は、母子保健（健康増進課）と児童福祉（子育て支援課）が連携・協働して相談支援を行っています。
- ・本市では、令和8年度末までに母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置し、適切な保育サービス・子育てサービスの利用につながるよう支援を行います。

(か所)

大網白里市全域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型※1		1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型※1		1	1	1	1	1
確保の状況②-①	0	0	0	0	0	0
確保の内容	母子保健と児童福祉が連携・協働して相談支援を行います。 令和8年度末までにこども家庭センターを設置します。					

※1 こども家庭センター型とは、母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行い、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことを目的とするものです。(令和5年度までは、母子保健型※2で実施。)

※2 母子保健型とは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するものです。

② 地域子育て相談機関

身近な場所で相談ができ、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とする事業です。

【確保方策】

- ・既存の保育施設又は地域子育て支援拠点施設において、地域子育て相談機関としての位置づけを検討します。

(か所)

大網白里市全域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	3	3	3	3	3
②確保方策		0	1	2	3	3
確保の状況②-①		▲3	▲2	▲1	0	0
確保の内容	既存の保育施設又は地域子育て支援拠点施設など、事業の実施場所を検討します。					

③ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を行う事業です。

【確保方策】

- ・引き続き、妊娠届出時、妊娠後期、出産後に面談等による状況確認を行い、必要な支援につなげていくとともに、保健師による全数面談を実施します。

(人回)

大網白里市全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	533	621	612	603	591	582
②確保方策		621	612	603	591	582
確保の状況②-①		0	0	0	0	0
確保の内容	実施体制：保健師9人 実施機関：健康増進課 妊娠届出時、妊娠後期、出産後に面談等により状況を確認し、必要な支援につなげていきます。 今後も保健師による全数面談を実施します。					

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

- ・現在、市内のすべての特定教育・保育施設等で延長保育事業を実施しています。
- ・保護者の就労状況により、毎年利用人数は変動しますが、利用希望者に対しては全員サービスの提供を行うことが可能なため、現在の体制を維持します。

(人)

大網白里市全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	255	231	223	217	211	212
②確保方策		231	223	217	211	212
確保の状況②-①		0	0	0	0	0
確保の内容	市内のすべての保育所等で事業を実施しています。					

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

- ・学童保育室は、公立7か所、私立1か所の計8か所で実施しています。
- ・市全域でみると、令和9年度以降は、量の見込みを確保方策の各学童保育室の受け入れ定員が上回り確保できる見込みです。
- ・地域別でみると、大網地域及び増穂地域で量の見込みが確保方策を上回っており、特に増穂地域の確保量が不足しているため、支援単位の拡充や民間企業を公募するなど提供体制の確保に努めます。
- ・また、大網地域においても、一部の小学校で確保量が不足する見込みのため、支援単位の拡充や民間企業を公募するなど提供体制の確保に努めます。
- ・令和7年度から公立の学童保育室では、指定管理者制度を導入し、専門的な知識やノウハウのある民間の活力を活用し、学童保育の質の向上を図ります。
- ・また、放課後子ども教室との交流や両事業の関係者による連携会議などを通して、放課後における児童の居場所づくりに努めます。

市全域

(人)

大網白里市全域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		482	581	565	535	529	484
内 訳	1年生	161	183	177	158	169	134
	2年生	134	134	138	133	119	127
	3年生	115	127	121	123	119	105
	4年生	49	90	82	79	81	77
	5年生	15	33	31	28	27	28
	6年生	8	14	16	14	14	13
	低学年計	410	444	436	414	407	366
	高学年計	72	137	129	121	122	118
②確保方策		522	547	547	547	547	547
確保の状況②－①		40	▲34	▲18	12	18	63
確保の内容		公立学童保育室7か所、私立学童保育室1か所で実施。					

地域別

(人)

大網地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		375	420	405	394	387	356
内訳	1年生	121	132	125	123	122	98
	2年生	96	95	100	94	93	92
	3年生	91	93	85	89	84	82
	4年生	44	67	61	56	59	55
	5年生	15	23	23	21	19	20
	6年生	8	10	11	11	10	9
	低学年計	308	320	310	306	299	272
	高学年計	67	100	95	88	88	84
②確保方策		403	414	414	414	414	414
確保の状況②－①		28	▲6	9	20	27	58
確保の内容		公立学童は、季美の森学童保育室、大網学童保育室、瑞穂学童保育室、大網東学童保育室の4か所で実施。 私立学童は、民間児童館おおきなかぶの1か所で実施。					

(人)

増穂地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		64	114	117	107	110	101
内訳	1年生	26	39	40	28	36	29
	2年生	26	27	29	30	21	27
	3年生	12	24	25	26	27	19
	4年生	—	14	15	16	17	17
	5年生	—	7	5	5	6	6
	6年生	—	3	3	2	3	3
	低学年計	64	90	94	84	84	75
	高学年計	—	24	23	23	26	26
②確保方策		67	81	81	81	81	81
確保の状況②－①		3	▲33	▲36	▲26	▲29	▲20
確保の内容		増穂学童保育室、増穂北学童保育室の2か所で実施。					

(人)

白里地域		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		43	47	43	34	32	27
内 訳	1年生	14	12	12	7	11	7
	2年生	12	12	9	9	5	8
	3年生	12	10	11	8	8	4
	4年生	5	9	6	7	5	5
	5年生	—	3	3	2	2	2
	6年生	—	1	2	1	1	1
	低学年計	38	34	32	24	24	19
	高学年計	5	13	11	10	8	8
②確保方策		52	52	52	52	52	52
確保の状況②-①		9	5	9	18	20	25
確保の内容		白里学童保育室の1か所で実施。					

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保方策】

- ・緊急的な対応が必要となる場合は、県女性サポートセンターや児童相談所等の関係機関と連携し、必要な支援が受けられるよう対応しています。
- ・今後も、関係機関と連携し、児童等に対する必要な支援を行うとともに、本市及び周辺市町のショートステイを担う里親等の確保について検討します。

(人日/年)

大網白里市全域	実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	29	28	27	26	26
②確保方策		関係機関と連携し、里親等の確保について検討します。				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保方策】

- ・訪問に従事する人員を確保し、全戸訪問に努めるとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。

(人)

大網白里市全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	221	207	204	201	197	194
②確保方策	関係機関と連携し、児童等に対する必要な支援を実施します。					

(6) 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

【確保方策】

- ・特に養育支援が必要と判断した家庭に対し、相談等の訪問支援を実施します。
- ・要支援児童や要保護児童等については、こども家庭相談室や要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報を共有し、適切に連携していきます。

(件)

大網白里市全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	20	20	20	20	20
②確保方策	実施体制：保健師10人、栄養士2人、歯科衛生士2人 実施機関：健康増進課					

(7) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保方策】

- ・ 訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。

(世帯)

大網白里市全域	実績値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	43	42	41	39	38
②確保方策		関係機関と連携できる体制づくりを検討します。				

(8) 児童育成支援拠点事業【新規事業】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

- ・ 現在、既存の相談事業を通じて児童とその家庭の状況を把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につないでいます。
- ・ 事業の実施に向けて、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

(人)

大網白里市全域	実績値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	26	25	25	24	23
②確保方策		事業の実施方法について検討します。				

(9) 親子関係形成支援事業【新規事業】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【確保方策】

- ・現在、関係機関と連携し、ペアレントトレーニングにつなげるなど、個々の状況に応じた支援を実施しています。
- ・本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、事業の実施に向けて実施場所や方法について調査・研究を行っていきます。

(人)

大網白里市全域	実績値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	18	17	17	17	16
②確保方策		事業の実施方法について検討します。				

(10) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

【確保方策】

- ・子育て支援センターは、市内6か所で開設し、量の見込みを確保することができます。このため、年間を通じて保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状況となっています。
- ・引き続き、多様なニーズに応えるために、地域の子育て支援団体との連携を図り、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場所として気軽に参加できる場所を提供します。

(人回/年)

大網白里市全域	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16,356	11,275	11,544	11,383	11,186	11,007
②確保方策		17,888	17,758	17,971	17,777	17,925
確保の状況②-①		6,613	6,214	6,588	6,591	6,918
確保の内容	たけのこクラブ（大竹保育園内）、つくしんぼクラブ（みどりが丘保育園内）、すくすくクラブ（民間児童館おおきなかぶ内）、マリソールーム（子育て支援館内）、出張マリソールーム（農村環境改善センター内）、子育て支援センター（子育て交流センター内）の6か所で実施。					

(11) 一時預かり事業

① 幼稚園型

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、幼稚園や認定こども園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

【確保方策】

- ・幼稚園型一時預かりは、私立幼稚園1園、私立認定こども園1園で実施しているほか、公立白里保育所が認定こども園への移行により令和7年度から1施設増える予定です。
- ・今後も保護者のニーズを注視しつつ、事業量の確保に努めます。

(人日/年)

大網白里市全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		16,153	23,973	21,957	21,424	20,269	20,802
内訳	1号認定による利用		2,362	2,163	2,110	1,997	2,049
	2号認定による利用		21,611	19,794	19,314	18,272	18,753
②確保方策			67,272	67,248	67,296	67,272	67,344
確保の状況②-①			43,299	45,291	45,872	47,003	46,542
確保の内容		大網木の花幼稚園、季美の森幼稚園、しらさとこども園の3園で実施。					

② 幼稚園型以外

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かる事業です。保護者の急な用事、短期のパートタイム就労やリフレッシュなど子育て家庭のニーズに対応します。

【確保方策】

- ・幼稚園型以外の一時預かり事業は、子育て支援館、私立保育園2園の計3か所で実施しています。
 - ・余裕活用型一時預かり事業※を、私立保育施設3園で実施しているほか、公立白里保育所が認定こども園への移行により令和7年度から1施設増える予定です。
- ※余裕活用型一時預かり事業は、保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で実施する一時預かり事業です。
- ・今後も保護者のニーズを注視しつつ、事業量の確保に努めます。

(人日/年)

大網白里市全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2,039	3,891	3,809	3,737	3,613	3,611
②確保方策			5,276	5,266	5,322	5,264	5,330
確保の状況②-①			1,385	1,457	1,585	1,651	1,719
確保の内容		子育て支援館、大竹保育園、みどりが丘保育園の計3か所で実施。 余裕活用型は、しらさとこども園、ありんこ親子保育園、あひる保育園、きょうりゅうのたまご保育園の計4か所で実施。					

(12) 病児・病後児保育事業

病児保育事業は、児童が「病気の回復期に至らない場合」（病後児は「病気の回復期」）で「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育等を実施する事業です。

【確保方策】

- ・私立認可保育所において、病児保育及び病後児保育を実施しています。
- ・より多くの利用が図られるように、さらなる事業周知に努めます。

(人日/年)

大網白里市全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		90	773	748	726	700	693
内訳	未就学児（0～5歳児）		557	537	526	507	510
	就学児（6～11歳児）		216	211	200	193	183
②確保方策			1,198	1,196	1,209	1,195	1,210
確保の状況②－①			425	448	483	495	517
確保の内容		病児保育は、あひる保育園で実施。 病後児保育は、みどりが丘保育園で実施。					

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者が会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

- ・現在、市の直営によりファミリー・サポート・センター事業を実施しています。
- ・今後もファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、当該事業を支える提供会員を広報、ホームページを通じて募集するなど提供体制の維持に努めます。

(人日/年)

大網白里市全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		176	307	298	287	277	270
②確保方策			307	298	287	277	270
確保の状況②－①			0	0	0	0	0
確保の内容		子育て支援館で実施。					

(14) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

- ・母子ともに安全・安心な出産を目指し、妊婦が受診することが望ましい健康検査の回数（14回）を受診するよう勧奨するとともに、引き続き受診の支援に努めます。

（人）

大網白里市全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	189	207	204	201	197	194
②確保方策		実施場所：医師会に加入している全国の産科で対応可能 実施体制：健康増進課で母子健康手帳を交付する際に 別冊（受診券）も交付 審査項目：厚生労働省が示す標準的な検査項目 実施回数：14回				

(15) 産後ケア事業【新規事業】

産後1年未満であって、産後ケアを必要とする母親と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【確保方策】

- ・現在、医療機関や助産所の計5施設と契約し、実施しています。
- ・利用希望者のすべての方にサービスの提供ができているため、今後も産後ケアを必要とする母子が安心して利用できるよう、引き続き体制の維持に努めます。

（人日／年）

大網白里市全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	235	230	230	230	230	230
②確保方策		230	230	230	230	230
確保の状況②－①		0	0	0	0	0
確保の内容	実施場所：医療機関や助産所（5施設） 実施体制：健康増進課が各施設と契約し実施。助産師、看護師が対応					

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業】

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

【確保方策】

- ・令和8年度からは、乳児等のための支援給付として本格的に事業を実施します。

(人日/年)

大網白里市全域		実績値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		—	17	18	18	17	17
内訳	0歳児		8	8	8	8	8
	1歳児		6	6	6	5	5
	2歳児		3	4	4	4	4
②確保方策			2	6	10	14	17
確保の状況②－①			▲15	▲12	▲8	▲3	0
確保の内容		令和8年度から本格的に事業を実施。					

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

- ・令和元年度より低所得または多子世帯を対象として、補足給付事業（副食費の免除）を開始しました。今後も引き続き実施していきます。

(18) 多様な主体の参入促進事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策】

- ・新たに参入する事業者等に対し、施設運営及び各種手続きに関する支援に努めます。

7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子どもの健やかな子育てのためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育は重要です。すべての子どもの育ちを同じように保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要となります。

また、社会状況の変化や市民生活の多様化等に伴い、教育・保育に対するニーズは、今後さらに多様化することが予想され、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制が必要になります。

このような状況を踏まえ、本市では、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供することを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れて教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行う施設です。

本市では、これまで私立幼稚園が認定こども園に移行したほか、平成30年8月に策定した「公立幼稚園・公立保育所のあり方について」に基づき、令和7年度に市立幼稚園・保育所を統合し、幼保連携型認定こども園に移行する予定であり、今後も認定こども園の需要が見込まれます。

今後も、子育て世代の保育ニーズの動向を的確に把握し、適切な現有施設の配置を見据えながら、必要に応じて認定こども園への移行について検討していきます。

(2) 教育・保育の質の確保

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れて教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行う施設です。

また、幼保連携に関する研修のほか、幼稚園教諭と保育士の合同研修などを開催するなど、必要な支援に努めます。

(3) 関係機関との連携

教育・保育施設と地域型保育事業所が相互の連携・接続を推進するため、情報交換等を行う機会を提供するなど、関係機関相互の連携・強化を図ります。

また、就学前から小学校への円滑な接続が図られるよう、幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っていきます。

施策の現状と今後の取組

施策の体系

【基本理念】

地域で支え 未来へつなぐ あんしん子育て 大網白里市子育て支援プラン

すべての子どもが主役！

【基本目標】

1 子ども

質の高いきめ細やかな子育て支援

- (1) 子どもが人として守られるための取組の推進
- ① 子どもの人権の尊重
 - ② 子どもの意思の尊重

- (2) 教育・保育の提供体制の確保
- ① 教育・保育の提供体制の確保方策
 - ② 認定こども園の検討

- (3) 子どもたちの健康と成長の確保・推進
- ① 乳幼児の健康の確保
 - ② 食育の推進
 - ③ 次代の親の育成
 - ④ 子どもの居場所づくりの推進

- (4) 学校教育の推進
- ① 幼児教育の推進
 - ② 学校教育環境の向上

- (5) 支援が必要な子ども・家庭への取組の推進
- ① 児童虐待防止・DV被害防止対策
 - ② 障害のある子どもの自立支援と医療的ケア児等への支援
 - ③ ひとり親家庭の自立支援
 - ④ 子どもの貧困対策
 - ⑤ 多様な主体の参入を促進するための事業

2 家庭

ゆとりある安心な子育て

- (1) 家庭の子育て力の向上
- ① 家庭教育の推進

- (2) 安心できる妊娠・出産と育児への支援
- ① 子育て相談支援の充実
 - ② 母子の健康確保
 - ③ 発育と育児の支援
 - ④ 小児医療の充実

- (3) ゆとりある子育て環境づくり
- ① すべての親が安心して子育てできる場の充実
 - ② 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - ③ 保育サービスの充実
 - ④ 児童の健全育成と体験機会の充実
 - ⑤ 子育て施策の総合的な支援体制の充実

- (4) 仕事と家庭生活の両立の推進
- ① 仕事と子育ての両立支援
 - ② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

3 地域

見守り、寄り添う子育て支援

- (1) 子ども・子育てを理解する地域づくり
- ① 子ども・子育てに関する啓発

- (2) 地域ぐるみの子育て・地域の子育て支援
- ① 地域ぐるみの子育て
 - ② 地域が関わる子どもの育ち支援と連携

- (3) 生活環境の整備
- ① 地域の安心活動と環境の整備



基本目標１ 子ども 質の高いきめ細やかな子育て支援

(1) 子どもが人として守られるための取組の推進

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、擁護されて育っていく環境を整えるために、子どもの人権についての啓発を推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、いじめや引きこもりなど、問題を抱える子どもの悩みを受け止めて対応する体制を整えていきます。

① 子どもの人権の尊重

すべての子どもが心も体も健やかに成長していくよう、子ども自身が人権について学ぶ機会を確保します。

また、関係機関が連携し、問題を抱える子どもたちのそれぞれの状況に応じた心のケア等の支援を行います。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子どもの人権尊重・人権教室	継続	○「子どもの権利条約」の趣旨に基づき、子どもの人権尊重、保護を促進します。 ○人権擁護委員が小学校において人権教室を開催し、人権尊重の基本的な考え方、重要性を深めます。	地域づくり課 子育て支援課 管理課
子どものこころのケア	継続	○不登校や引きこもり等の問題に対応し、立ち直り支援に取り組みます。 ○山武郡市広域行政組合教育委員会とハートフルさんぽ「大網白里教室」の活動について、連携を図ります。 ○子どもと親の相談員やスクールカウンセラーを配置し、子どもたちが相談しやすい場所を提供します。	管理課

② 子どもの意思の尊重

子どもたちの意見や意思を尊重し活動を推進するため、身近な地域で子どもたちが交流し、主体的に遊びや活動ができる居場所の確保を進めます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子どもの居場所づくり	継続	○民間と協働しながら子どもの居場所づくりを進めます。 ○子どもの活動を見守るボランティアの育成を図ります。 ○子育て交流センターに民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度を導入し、交流拠点としての機能充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
子ども会活動	継続	○地域の子ども会活動と社会福祉協議会、児童委員が連携を図り、地域で特色のある活動が展開できるよう支援します。 ○市と市子ども会育成連絡協議会共催の養成講座にて、子どもたちの自主的な活動を支えながら大人と子どものパイプ役となるジュニア・リーダーを育成します。	生涯学習課

(2) 教育・保育の提供体制の確保

すべての子どもが希望する教育・保育を受けることができるよう、保育ニーズの実態に応じた特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を計画的に整備していくとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付を行っていきます。

また、増穂地区の公立施設については、平成30年に策定した「公立幼稚園・公立保育所のあり方について」に基づき、引き続き認定こども園への移行についてを検討していきます。

① 教育・保育の提供体制の確保方策

教育・保育を受けようとする子どもに対し、認定を行い、入所希望に合わせた利用調整を行います。また、それぞれの希望に添った教育・保育施設に入所できるよう、既存施設の定員拡充など提供体制の確保に努めます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
教育・保育認定	継続	○教育及び保育を受けようとする児童の認定を行います。	子育て支援課
特定教育・保育施設の利用調整	継続	○教育及び保育認定を受けた児童の入所希望に合わせた利用調整を行います。	子育て支援課
幼稚園・保育所等への施設型給付	継続	○教育及び保育認定を受けた児童が入所する特定教育・保育施設に運営費として施設型保育給付を行います。	子育て支援課
地域型保育給付	継続	○市の認可・確認を受けた特定地域型保育施設に対し運営費として地域型保育給付を行います。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化にかかる給付	継続	○幼児教育・保育の無償化の対象児童に対し給付を行います。	子育て支援課
新たな教育・保育施設整備の検討	継続	○量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、保育ニーズの実態に応じた必要な受け皿の整備を検討します。	子育て支援課
保育士試験による資格取得支援	新規	○市内の特定教育・保育施設等における保育士を確保するため、通信講座で保育士資格を取得し、市内の施設等に一定期間継続して勤務した場合に限り、受講講座に要した費用の一部を助成します。	子育て支援課

② 認定こども園の検討

教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、増穂地区において公立幼稚園・公立保育所の認定こども園への移行の検討を行います。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
認定こども園の検討	継続	○増穂地区の公立幼稚園・公立保育所について、児童数の推移を見ながら認定こども園への移行を検討します。	子育て支援課 管理課

(3) 子どもたちの健康と成長の確保・推進

子どもの成長に合わせた健康診査、適切な時期の予防接種等の保健活動を推進します。

また、正しい食習慣の定着や食の大切さを育むために、食育の推進、啓発に努めていきます。

さらに、将来、親となっていく子どもたちが家庭を築き、子どもを産み育てていくことの意義を理解できるように、様々な体験や学習の機会の充実を図っていきます。

① 乳幼児の健康の確保

子どもの健やかな成長のために、適切な時期に発達段階に応じた健康診査を受診できるように促し、子どもの発達状況、育児状況の把握とともに、予防接種を受ける適正な子どもの月齢や接種回数の周知を図ります。また、健康診査時等に乳幼児の事故防止、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防について啓発していきます。

産まれてきた子どもの発育・育児状況を把握し、産後の母親が不安なく育児ができるようすべての乳児家庭へ訪問指導を実施します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
乳幼児健康診査・歯科健康診査	継続	○乳幼児の健康診査は、子どもの発育の状況の把握、育児の状況等を把握する機会として有効であり、継続して実施します。 ○歯の健康と生活習慣との関係について、正しい知識の普及、啓発を継続して実施します。	健康増進課
予防接種事業	継続	○予防接種法に定める予防接種を適切な時期に接種できるよう周知を図ります。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	継続	○子どもの発育と育児状況を把握し、母親が産後を安心して過ごせるよう適切な指導を実施します。	健康増進課
乳幼児の事故防止対策の充実	継続	○乳幼児の事故防止やSIDS（乳幼児突然死症候群）予防について、健康診査や教室の機会を活用し啓発します。	健康増進課

② 食育の推進

正しい食習慣の定着を図るため、乳幼児期から食に関する情報提供を行います。幼稚園、保育園（所）、小・中学校や食生活改善会等と連携し、食育活動を推進します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
離乳食講習会	継続	○正しい食習慣の定着のため、離乳食のすすめ方や作り方を、乳児の保護者に対し講習します。	健康増進課
「食育」推進事業	継続	○幼稚園・保育園と連携し、バランスのよい食事等を啓発し、食育を推進します。 ○食生活改善会と協力し、小学生に対しこどもクッキングを開催します。 ○保育所において年長児を対象としたクッキングの開催や季節の行事に合わせた行事食を提供することにより子どもへの食育を推進します。	子育て支援課 健康増進課 農業振興課 管理課

③ 次代の親の育成

乳幼児とのふれあいや職場体験を通して、将来子どもを産み育てること、親として家族を養っていくことの大切さを理解してもらうための機会を充実します。

また、子ども達が妊娠・出産・育児に関する正しい知識が得られるよう、学校保健と地域保健の連携により思春期保健を推進します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
次代の親の育成に向けた体験機会	継続	○児童生徒が早期から職場体験ができる機会の拡充を図ります。 ○税への関心を高め、税の必要性について理解してもらうため市内全小学校を対象に租税教室を開催します。 ○インターネットの正しい利用方法を指導し、ネット犯罪やいじめの防止に取り組みます。	税務課 管理課
命を学ぶ授業、地域保健の連携	継続	○思春期性教育について、学校保健と地域保健分野が連携し、正しい知識の啓発として薬物乱用防止教室、喫煙防止教室等に取り組みます。 ○学校保健と連携し、小・中学生を対象に、正しい知識の啓発として、第二次性徴における身体と心の変化に関する教育やがん教育等を実施します。	健康増進課 管理課

④ 子どもの居場所づくりの推進

子どもが安全に遊び、過ごせる施設である児童館は、指定管理者制度による民間の創意工夫を活用し、充実した運営を推進するとともに、多種多様な居場所の充実に努めます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子育て交流センター運営事業	新規	指定管理者制度を活用し、子育て世帯の交流拠点として、学童保育、児童館及び子育て支援センターの機能を有した子育て交流センターを運営します。	子育て支援課
多様な子どもの居場所づくり	新規	子どもの居場所として、公共施設で地域の空きスペースを活用するなど、様々な手法を検討し、乳幼児親子や児童が自由に過ごせる施設の設置に努めます。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	継続	○地域の子育て支援の拠点として、相談や情報提供などが活発になるように支援し、子育てを地域で支える取組を実施します。	子育て支援課

(4) 学校教育の推進

保護者の幼児教育に対するニーズや働き方の多様化に対応するため、幼稚園での教育内容の充実を図ります。

学校教育施設の補修・改修等については適切な整備に努め、良好な教育環境の提供を目指します。さらに、少人数指導や連携授業、学校間での情報交換を行い、より充実した指導に取り組み、学力の向上を図ります。また、地域の人材の有効活用や学校評議員制度を活用し、地域に開かれた学校づくりを目指します。

① 幼児教育の推進

より良い教育のため、教育内容や職員の質の向上を図る研修を行うなど、魅力的な幼稚園をつくっていきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
幼児教育	継続	○地域の動向、利用者のニーズを把握し、幼稚園と保育所との一元化を含めた連携について検討します。 ○教育内容の充実を図るため、職員研修を実施します。	子育て支援課 管理課
幼稚園や保育所等と小学校との円滑な接続	新規	○国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し、意見交換を図る場を設置するなど、幼稚園や保育所等と小学校の円滑な接続に努めます。	子育て支援課 管理課

② 学校教育環境の向上

子どもたちが安心して教育を受けられるように必要な施設の修繕等を行い、良好な教育環境を提供していきます。

また、学力の向上を目指し、少人数指導や連携授業等に取り組めます。地域の人材を活かした体験活動や外部からの学校評価等、地域との連携を図り、開かれた学校づくりを目指します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
学校教育施設の充実	継続	○良好な教育環境を確保するため、緊急性・優先度を考慮しながら計画的な改修等を行い、学校施設の維持管理を図ります。	管理課
確かな学力の向上	継続	○ドリル学習の充実や少人数指導を継続して実施します。 ○総合的な学習の時間は、学校間で情報交換を行い、充実した内容となるように支援に努めます。 ○男女共同参画社会について、学校生活、授業の中での展開を継続して実施します。 ○ALTを市内の小中学校に配置することで、児童生徒たちの国際社会を生きる自覚と責任感を育成し、英会話を含めたコミュニケーション能力の向上を図ります。 ○児童生徒1人1台端末などのICT機器を活用することにより、児童生徒への効率的・効果的な授業展開を図ります。また、教職員のICT活用能力の向上を図るため、授業支援に特化したICT支援員を配置します。 ○幼・小・中学校合同の連携授業を継続して実施します。	管理課
開かれた学校づくり	継続	○余裕教室の有効な活用を促進、検討します。 ○学校支援ボランティアの活用を含め、総合的な学習の時間の充実を図ります。 ○学校評議員を設置し、地域住民の学校運営への参加を促し、地域に開かれた学校づくりを推進します。	管理課

(5) 支援が必要な子ども・家庭への取組の推進

支援が必要な子どもや家庭に継続して関わり、児童虐待の未然防止・早期発見に努め、問題解決にあたっていきます。また、就学前から義務教育までの特別支援教育等、障害のある子どもの自立と生活を支援します。さらに、ひとり親家庭の自立支援に向けて、関係機関等との連携による多面的な対応ができる体制の確保を目指します。

① 児童虐待防止・DV被害防止対策

児童虐待等につながる恐れのある要保護児童対策は、今日重要な課題であることから、関係課、関係機関が連携し、地域の協力を得ながら、早期発見及び早期対応を行っていきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業の検討	新規	○家事・育児に不安を抱える子育て家庭等に訪問し、家事・育児等を支援する体制を検討します。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業の検討	新規	○養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場所や実施体制について検討します。	子育て支援課
親子関係形成支援事業の検討	新規	○子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者や児童に対して、情報提供や相談・助言を行う場所や実施体制について検討します。	子育て支援課
要保護児童への対策	継続	○児童虐待防止対策として、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応並びに自立に至る支援を行うことを目的として、関係各課・各機関と連携し、問題解決に努めます。 ○市内で行われている様々な取組のひとつひとつを効果的につなげていくための支援を積極的に推進します。 ○市職員の専門職の育成と人員配置の強化に努めます。	子育て支援課
こども家庭相談	変更して継続	○女性相談支援員やこども家庭支援員を配置し、各種相談に応じながら、児童虐待やDV被害防止に努めます。	子育て支援課
虐待予防の広報・啓発の充実	新規	○市の広報紙やポスター・リーフレット等により虐待の防止や早期発見に関する広報・啓発を進めます。	子育て支援課

② 障害のある子どもの自立支援と医療的ケア児等への支援

障害のある子どもの保護者に対し、各種相談支援体制の充実を図り、負担を軽減していきます。また、医療的ケアを必要とする子どもへの支援のほか、障害の早期発見・早期療育に努め、適切なサービスを提供していくとともに、障害のある子どもの社会的自立に対する支援の充実を進めていきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	新規	○障害のある子どもやその家族が身近に相談できるよう、相談支援事業の強化に努めます。	社会福祉課 子育て支援課
障害のある児童生徒に対する総合的支援	継続	○特別支援教育ネットにより、就学前から義務教育までの特別支援教育について、関係機関の連携を図ります。	子育て支援課 管理課
障害福祉サービスの提供	継続	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障害のある子どもの自立と生活を支援するため、適切な利用を促進します。 ○児童発達支援事業として発達がゆるやかな児童に対しよりきめ細かい療育を実施します。	社会福祉課 子育て支援課
医療的ケア児への支援	新規	○医療的ケア児を支援するため、山武圏域で関係機関の協議の場の設置やコーディネーターを配置します。	社会福祉課

③ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が不安なく子育てできるよう、多方面から支援する協力体制を整備し、自立支援を図ります。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援	継続	○ひとり親家庭の自立支援に向けて、関係課及び関係機関が協力して多面的な対応ができる体制を確保し、支援の充実に努めます。	子育て支援課

④ 子どもの貧困対策

経済的自立や家事・育児が困難なひとり親家庭や世帯所得の低い子育て家庭に対して、多方面からの支援体制を強化していきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子どもの貧困対策	継続	○子育てをしている貧困家庭の把握に努め、学習支援などを実施します。	社会福祉課 子育て支援課 管理課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続	○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対し保護者が支払う副食材料費の実費徴収費用を助成します。	子育て支援課

⑤ 多様な主体の参入を促進するための事業

支援が必要な子どもや家庭に対応するため、民間事業者等の参入促進を検討します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
多様な主体の参入促進事業	継続	○支援が必要な子どもや家庭に対応するため、民間業者等の参入促進を検討します。	社会福祉課 子育て支援課



基本目標２ 家庭 ゆとりある安心な子育て

(１) 家庭の子育て力の向上

子どもは家庭とのふれあいを通して愛情を感じ、多くのことを学んで成長していきます。子育ての一番の責務は親が担うものであり、家庭が教育の原点です。家庭での教育は、子どもに大きな影響を与え、成長していく過程の根幹となっていくことから、親の家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭での教育力、親の子育て力の向上を促進します。

① 家庭教育の推進

親として子育てについて学ぶ機会を提供するため、幼稚園等において家庭教育学級の実施を推進します。また、父親と母親がともに子育てをし、親としての自覚を促すような啓発を保健活動の機会に行っていきます。

事業名	第２期計画との比較	取組内容	担当課
親育て活動	継続	○父親の子育て参加について、男女が協力して子育てする意義、親としての自覚、子育ての知恵など、子どものための親育てとなるように、保健活動の中で啓発を行います。 ○子どもの病気等の対応について、健康診査や乳児相談等で周知・啓発を行います。 ○子どもと家庭を考える機会、地域で学校を身近に感じる機会としての講座等を開催します。	健康増進課 生涯学習課
家庭教育学級	継続	○親子の対話機会の創出、各幼稚園、小・中学校での講演会、就学前の子育て談話など、子育て学習の機会拡充を図ります。	生涯学習課

(2) 安心できる妊娠・出産と育児への支援

安心して出産に臨むためには、妊娠中からの心と体の安定が重要です。妊娠届出時から定期的な健康診査の重要性や喫煙・飲酒の正しい認識、出産・子育てに備えた正しい知識等の情報提供・啓発に努め、妊娠中の家庭訪問などの実施により、妊娠・出産の不安解消や親になる自覚を促していきます。

また、定期健康診査などを通し、経過観察が必要な子どもの早期発見と支援環境を整備するとともに、乳幼児の健康や育児に関する相談、親子の交流の場の提供を図っていきます。

さらに、かかりつけ医を持つことの奨励や広域的な医療体制の動向を踏まえ小児救急医療体制の整備に努めるとともに、医療費負担の助成により親の経済的負担を軽減していきます。

① 子育て相談支援の充実

保護者の育児不安などの軽減を図るため、相談体制の充実を図ります。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子育てに関する情報提供及び相談体制の充実 (利用者支援事業)	拡充	○子育てに関する様々な悩みや不安に対して専門性を活かした相談を行い、必要に応じて関係機関につなぐ等、他機関と連携しながら支援を実施します。 ○母子健康手帳の交付時、訪問や健診時のほか、市ホームページや子育てガイドブックなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に努めます。 ○母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を保健師等の専門職が実施します。	子育て支援課 健康増進課 管理課

② 母子の健康確保

安心した妊娠、出産、産後のための伴走型相談支援、健康診査の受診や健康管理の啓発、産後ケア事業などを実施し、切れ目のない支援を進めていきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
妊婦健康診査	継続	○適切な受診を通じ、安心して妊娠・出産を行えるよう健診費用を助成します。	健康増進課
マタニティ教室	継続	○安心して妊娠・出産が行えるように継続して実施します。	健康増進課
妊婦家庭訪問事業	継続	○妊娠期から継続的な支援が必要な妊婦を対象に、電話相談や訪問指導を行います。	健康増進課
産後ケア事業	新規	○医療機関や助産所等に委託し、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行います。	健康増進課
不妊治療費助成事業	新規	○保険適用でおこなった不妊治療等について、自己負担額の一部を助成します。	健康増進課
プレママ歯科健診	新規	○妊婦を対象に、歯科診察、歯科保健指導、フッ化物塗布などを実施し、妊娠中の口腔状態の維持増進を図ります。	健康増進課

③ 発育と育児の支援

子どもたち一人ひとりの健やかな成長を見守るとともに、定期的な健康診査や幼稚園・保育所との連携等を通して、経過観察が必要な子どもや支援が必要な子どもについては、早期に適切な支援を受けられるように配慮していきます。

また、安心した妊娠、子育てができるよう経済的な支援を実施していきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
乳幼児の相談（育児相談、ことばの相談、発達相談）	継続	○子どもの発育や発達に関する悩みについて、個別で相談事業を実施します。 ○電話相談を常時受け付けます。	健康増進課
養育支援訪問事業	継続	○訪問支援が必要と思われる家庭に対し、支援を行います。	子育て支援課 健康増進課
幼児教室（らっこ・ひよこ教室）	継続	○幼児健康診査等の後に開催する教室として、親子のふれあい遊び等を行い、母子関係の強化や育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
きりん幼児教室	継続	○心身の発達に心配のある就学前児童に日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を行います。 ○児童発達支援事業として発達がゆるやかな児童に対しよりきめ細かい療育を実施します。	子育て支援課

幼稚園・保育所との連携強化、特別支援学校との連携強化	継続	○定期的に地域の保育の場を訪問して連携を強化し、子どもが適切な援助を受け、健やかに成長できるように支援方法を検討します。 ○大網白里特別支援学校と連携し、支援の強化に努めます。 ○健康診査未受診者を把握し、虐待の早期発見に努めます。	健康増進課
歯っぴーモグモグ教室	継続	○1歳児を対象にむし歯予防の話、ブラッシング実習、食事の話、絵本の読み聞かせと親子遊び等を行い、正しい食生活習慣や口腔衛生の知識を普及します。	健康増進課
巡回歯科指導	新規	○幼稚園、保育所（園）、認定こども園においてむし歯予防の啓発を実施し、歯の健康と生活習慣について正しい知識の普及を図ります。	健康増進課
妊婦のための支援給付	新規	○すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように伴走型相談支援と組み合わせた経済支援を実施します。	健康増進課

④ 小児医療の充実

子どもは急に体調を崩しやすく、緊急な対応が必要になる場合があることから、かかりつけ医を持つことを奨励していくとともに、救急医療体制の情報提供を行っていきます。また、親の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てる環境をつくるために、0歳児から高校卒業まで医療費負担の助成を行います。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
小児救急医療体制の整備	継続	○広域的な医療体制の動向を踏まえて医療体制の確保に努めます。 ○かかりつけ医の定着を図り、広報等で救急医療体制の情報提供に努めます。	健康増進課
子ども医療費助成	拡充	○0歳から高校卒業までの入院・通院に係る保険診療内の医療費負担の助成を行います。	子育て支援課

(3) ゆとりある子育て環境づくり

地域の身近な場所での親子の交流や子育てについての相談ができる子育て支援センター等の充実を進めるとともに、多様な保育ニーズに対し、ファミリー・サポート・センターの提供会員確保による受入拡大や子育て短期支援事業、各種手当て、助成等に取り組みます。子育て家庭に対し、多様な子育て支援に関する情報提供や相談を行うとともに関係機関との連絡調整のための体制整備を目指します。

また、一時預かりや延長保育等の充実により、母親の就労状況等による保育ニーズの多様化に対応していきます。

さらに、学童保育の6年生までの受け入れ拡大を進め、放課後子ども教室の充実や子ども会活動の支援等、地域や民間活力と協働して子ども達の安全な居場所づくりを推進するとともに、公民館活動やイベント、スポーツ教室、絵本の読み聞かせ等、子どもの多様な体験機会の充実を図ります。

① すべての親が安心して子育てできる場の充実

地域の子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターで乳幼児と保護者の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報提供を行います。また、子育て家庭の個別ニーズに対応し、適切な情報提供、利用についての手続き等の相談体制を整えます。

ファミリー・サポート・センターは、提供会員の確保に努め、受入拡大を目指します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
【再掲】地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	継続	○地域の子育て支援の拠点として、相談や情報提供などが活発になるように支援し、子育てを地域で支える取組を実施します。	子育て支援課
子育てサロン	継続	○社会福祉協議会が子育て家庭の育児不安を解消するため、未就学児を対象に親子の遊び場として子育てサロンを実施します。	子育て支援課 (社会福祉協議会)
園庭開放	継続	○未就園児とその保護者を対象に、育児相談のほか、集団生活の体験や保護者同士の交流の場として園庭を開放します。	子育て支援課 管理課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	継続	○提供会員の確保に努め、受入拡大を図ります。 ○より多くの方に利用してもらえるようサービスの周知を図ります。	子育て支援課

【再掲】子育てに関する情報提供及び相談体制の充実 (利用者支援事業)	拡充	○子育てに関する様々な悩みや不安に対して専門性を活かした相談を行い、必要に応じて関係機関につなぐ等、他機関と連携しながら支援を実施します。 ○母子健康手帳の交付時、訪問や健診時のほか、市ホームページや子育てガイドブックなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に努めます。 ○母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を保健師等の専門職が実施します。	子育て支援課 健康増進課 管理課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)の検討	継続	○保護者の疾病等の理由により養育を受けることが一時的に困難になった児童に対し、ショートステイの担い手や確保について検討します。	子育て支援課

② 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、様々な経済支援を実施します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
児童手当の支給	新規	○児童を養育している保護者に対し手当を支給します。	子育て支援課
【再掲】子ども医療費助成	拡充	○0歳から高校卒業までの入院・通院に係る保険診療内の医療費負担の助成を行います。	子育て支援課
母子・父子・寡婦等への手当の支給	新規	○母子・父子家庭等に対し児童扶養手当、ひとり親家庭等助成金を支給し、生活の安定と向上を図ります。	子育て支援課
母子・父子家庭への自立支援給付金の支給	新規	○母子・父子家庭の就労のための資格取得等を支援するため、自立支援給付金を支給します。	子育て支援課
【再掲】幼児教育・保育の無償化にかかる給付	継続	○幼児教育・保育の無償化の対象児童に対し給付を行います。	子育て支援課
【再掲】実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続	○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対し保護者が支払う副食材料費の実費徴収費用を助成します。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	新規	○在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に対し特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
障害児福祉手当の支給	新規	○重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の障害児に対し障害児福祉手当を支給します。	社会福祉課
【再掲】妊婦のための支援給付	新規	○すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように伴走型相談支援と組み合わせた経済支援を実施します。	健康増進課

③ 保育サービスの充実

保護者の多様な就労形態に応じた様々な保育サービスを提供するために、通常の保育サービスの提供に加え、利用者の保育ニーズを適切に把握し、一時預かりや延長保育等を実施します。

また、すべての子ども、子育て世帯に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、乳児等通園支援事業を実施します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
一時預かり事業 (幼稚園型)	継続	○幼稚園又は認定こども園において、当該幼稚園又は認定子ども園に在籍する幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に預かり、必要な保育を行います。	子育て支援課
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	継続	○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な乳幼児を、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。	子育て支援課
延長保育事業	継続	○保育認定を受けた児童を、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	継続	○保育を必要とする乳幼児又は小学生であって、疾病にかかっているものについて、保育所等において保育を行います。	子育て支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	新規	○保護者の就労要件を問わず、満3歳未満の未就園児が時間単位で保育所等を利用できるよう関係機関と調整します。	子育て支援課

④ 児童の健全育成と体験機会の充実

すべての就学児童が、安全に放課後を過ごせるように学童保育と放課後子ども教室を実施し、子どもたちの健全育成を図っていきます。

さらに、多様な体験機会の充実を図り、子どもたちの文化活動やスポーツ活動への参加を促し、子どもの豊かな感性を磨くために、幼い頃から読書に慣れ親しむ環境づくりを推進します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業（学童保育）	継続	○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、量の見込みに対応して確保方策を基本としつつ、利用実態等を踏まえ、支援単位の拡充や民間企業を公募するなど提供体制の確保に努めます。 ○指定管理者制度を導入し、専門的な知識やノウハウのある民間の活力を活用し、学童保育の質の向上を図ります。 ○民間の学童保育との連携を図りながら、充実した学童保育を行っていくとともに、高学年までの拡充にともない指導員の指導力や学習サポート等の受け入れ体制の充実を図ります。 ○特別な支援が必要な子どもの受け入れについては、加配職員を配置し、サポート体制を整えるなど適切な対応に努めます。	子育て支援課
放課後子ども教室	継続	○小学校の余裕教室等を活用して、子どもの活動拠点（居場所の整備）を地域住民の参画を得て進めます。 ○学習やスポーツ、文化、地域交流等の取組を推進します。 ○地域の人材を活用したプログラムを取り入れます。	生涯学習課
放課後子ども総合プランの推進	継続	○すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、学童保育と放課後子ども教室との連携を図るとともに、実施が可能な学校から学童保育室との一体化に取り組んでいきます。	子育て支援課 生涯学習課
【再掲】子どもの居場所づくり	継続	○民間と協働しながら子どもの居場所づくりを進めます。 ○子どもの活動を見守るボランティアの育成を図ります。 ○子育て交流センターに民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度を導入し、交流拠点としての機能充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
【再掲】子ども会活動	継続	○地域の子ども会活動と社会福祉協議会、児童委員が連携を図り、地域で特色のある活動が展開できるよう活動を支援します。 ○市と市子ども会育成連絡協議会共催の養成講座にて、子どもたちの自主的な活動を支えながら大人と子どものパイプ役となるジュニア・リーダーを育成します。	生涯学習課

体験機会の充実	継続	○公民館の事業の中に子どもたちの多様な体験機会、遊び・学びの場としての講座を設け、参加を促進します。 ○子どもたちの育成を支援するため文化にふれる機会を拡充します。 ○子どものスポーツ教室や市民スポーツ大会などの行事を開催し、スポーツを通じて世代間交流が図れるように実施します。 ○インターネット上で公開している大網白里市デジタル博物館を活用し、子ども自らが地域学習できる事業を検討します。	生涯学習課
子どもの読書活動の推進	継続	○読書意欲増進のため、親子向けの講座の開催や、児童を対象とした絵本の読み聞かせ、本の紹介を行います。 ○就学前児童、小学校低学年を対象に映画を上映し、本や図書室に親しめる環境を作ります。 ○読書手帳を配布し読書の推進を図ります。	生涯学習課 (図書室)

⑤ 子育て施策の総合的な支援体制の充実

地域住民が抱える課題が、複雑化・複合化するなか、従来の支援体制（高齢者や子育てなど属性別の支援体制）では対応が困難となっている現状があります。

市民への対応が複数の課にまたがるような相談に対する分野横断的な事務体制の推進等、重層的な支援体制の整備に努めます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
重層的支援体制整備の検討	新規	ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった複合的、複雑化する対応が複数の課にまたがるような相談に対する分野横断的な連携体制の推進等、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行います。	社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課

(4) 仕事と家庭生活の両立の推進

女性の社会進出が進み、共働きの子育て家庭も増加しています。男性の家事・育児への参加や男女の多様で柔軟な働き方を促進する一方で、事業者や社会全体への意識啓発にも努め、仕事と家庭生活の両立を推進していきます。

また、育児・介護休業制度等、労働に関する法律の周知を図り、育児休業の適切な取得の促進や、育児休業明け等で再就職を希望する女性の支援を行っていきます。

① 仕事と子育ての両立支援

夫婦が協力して家事や育児を行える環境を整えるため、各種講座において、男性の家庭への参画を促していくとともに、育児・介護休業制度の利用や勤務時間の短縮など、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行っていきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
多様な就労形態の推進	継続	○男女問わず様々なニーズに対応した就労形態（始業時刻の変更、テレワーク、短時間勤務等）を選択できるよう、制度の周知とともに意識啓発を行います。 ○パンフレット等での関連情報の周知に努めます。	子育て支援課 商工観光課
男性にとっての男女共同参画の推進	継続	○男性にとっての男女共同参画を図るため、啓発を行います。	総務課 地域づくり課 子育て支援課
職場環境づくりの推進	継続	○子育てのための柔軟な働き方の実現や育児休業等の適正な取得促進に向けた周知・啓発を行います。	子育て支援課 商工観光課

② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女雇用機会均等に関する法律や育児・介護休暇に関する法律など、労働に関する法律について、関係機関と連携し、企業や労働者双方への周知を図るとともに、市職員の育児休業の適切な取得を促進します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
職場復帰支援	継続	○再就職を希望する女性に対し、就職情報の提供や相談により、就労の支援を図ります。	子育て支援課
雇用・労政情報の発信	継続	○関係機関と連携し、雇用・労政に関する情報を企業等や労働者双方に対して周知します。	商工観光課
市職員への育児休業法等の周知	継続	○職員に対し、育児休業法等の周知を行い、適切な取得を促進します。	総務課
市特定事業主行動計画の推進	継続	○市特定事業主行動計画に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援します。	総務課



基本目標3 地域 見守り寄り添う子育て支援

(1) 子ども・子育てを理解する地域づくり

子どもが社会性や自主性、協調性を身に付けていくには、地域との関わりが重要です。生涯学習や地域活動の場において、子どもや子育て家庭への理解を深めることができるような啓発活動を推進していきます。

① 子ども・子育てに関する啓発

子育てに対して地域が果たす役割の重要性を啓発し、地域全体で子育て支援に取り組みやすい環境がつけられるよう支援していきます。

また、地域で行われる講座や生涯学習活動等において、次世代育成支援や男女共同参画社会づくりの啓発活動に取り組んでいきます。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子どもと子育ての理解を深めるための啓発活動	継続	○地域の人たちが子どもと子育てについて学び、様々な場面で子どもや子育て世代を支援できるような啓発活動の展開に努めます。 ○子育て世代や子どもに対し、生命の大切さや家庭の役割を考える機会となるように、地域から働きかけられるように努めます。 ○子どもの年齢に応じた学級運営の実施や、家庭教育指導員を派遣します。	子育て支援課 生涯学習課
男女共同参画社会づくりの推進、次世代育成支援に関する周知	継続	○男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を推進します。	地域づくり課 子育て支援課
オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン	新規	○毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、集中的に広報・啓発活動を行います。	子育て支援課

(2) 地域ぐるみの子育て・地域の子育て支援

地域が子育て家庭を支援していくことができるよう、地域の子育て関連の活動団体のネットワーク化を促進するとともに、住み良い地域環境づくりを推進することで、子育て世代の定住化を目指します。また、地域ボランティア活動や行事・イベント等を通じて地域のつながりを深めます。さらに、地域交流活動の拡充検討や地域住民と子育て家庭の交流を促進します。

① 地域ぐるみの子育て

子育て世代の定住化を推進するため、地域の活性化と住み良いまちづくりを住民と行政が一体となって進めていきます。

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるため、家庭教育学級関係事業を行います。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子育て関連団体等のネットワーク化	継続	○子育て関連団体のネットワーク化を図り、連携した活動を行えるよう支援します。 ○市民に各団体の活動内容をホームページ等で周知を図ります。	子育て支援課
定住化の推進	変更して継続	○「結婚新生活支援事業補助金」などの少子化対策及び若い世代の移住・定住を促進につながる施策を展開します。 ○子育てしやすい環境づくりや施策を行い、子育て世帯の定住化を推進します。 ○住民と行政の協働を推進することで、地域の活性化と住み良いまちづくりに取り組んでいきます。 ○市の上位計画と連動した施策を検討・実施していきます。	企画政策課 地域づくり課 子育て支援課

② 地域が関わる子どもの育ち支援と連携

地域が一体となって子育て家庭を支援していけるよう地域のボランティア活動を支援します。また、地域に伝わる行事やイベント等を通して、子育て家庭と地域のつながりを深め、困ったとき、悩んだときに助け合える関係づくりを進めます。

また、地域交流活動の拡充検討や、子育て世代の生涯学習への参加を促し、地域住民と子育て家庭の交流を促進します。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
地域が関わる子どもの育ち支援と連携	拡充	○地域が親子に関わる機会とその仕組みづくりについて、ボランティア活動や地域の力を活かした体制の確立を目指します。 ○育児支援だけでなく、親子に生活の知恵を伝えたり、地域の産業（農・商・工・漁等）の体験活動や相談など地域の人・組織・活動場所を有効に活用した展開を図ります。 ○学校が抱える課題の複雑化・多様化に伴い、学校だけでは解決できない課題を地域・家庭と学校が一体となって解決するために「学校運営協議会」を設置します。	地域づくり課 子育て支援課 生涯学習課
地域づくり・人づくり	継続	○地域住民、関係課等で協働して地域活動の活性化を図ります。 ○子育て世代の親が学習活動に参加しやすい生涯学習推進体制を整備します。 ○ホームページや広報紙を活用し、学習情報や社会教育関係団体の情報を提供します。	地域づくり課 子育て支援課 生涯学習課
【再掲】子どもの居場所づくり	継続	○民間と協働しながら子どもの居場所づくりを進めます。 ○子どもの活動を見守るボランティアの育成を図ります。 ○子育て交流センターに民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度を導入し、交流拠点としての機能充実に図ります。	子育て支援課 生涯学習課

(3) 生活環境の整備

子どもが地域の中で安心して生活できるよう、学校、関係機関、地域等が連携して子どもの安全を確保していきます。また、子どもたちが安全に戸外で遊ぶことができるように、公園の整備、維持管理を推進していきます。

① 地域の安心活動と環境の整備

学校、関係機関、地域等が連携して、犯罪から子どもを守る見守りボランティアや防犯パトロールの活動により、子どもたちが安心して活動できる環境を整備するとともに、交通安全対策の充実に努めます。また、子ども 110 番の家支援活動を推進します。

さらに身近な遊び場として、公園の整備、維持管理を行います。

事業名	第2期計画との比較	取組内容	担当課
子ども110番の家支援活動	継続	○子ども110番の家の設置を促進し、子どもに場所の周知を図ります。 ○移動型子ども110番の周知を図ります。	管理課
地域の安全対策	継続	○関係機関、地域と連携して防犯パトロールを実施し、不審者情報等、迅速な伝達が行えるような体制を整備します。 ○学校安全対策について、施設面の強化や、子どもへの意識付けを推進します。 ○交通安全計画に基づき、交通安全教室、指導等を実施します。 ○「安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づくまちづくりを推進します。 ○子ども達の見守り活動を中心に防犯活動を実施している防犯関係団体を支援するとともに体制強化に努めます。 ○関係機関と連携して通学路の安全対策に努めます。	安全対策課 管理課
都市公園の管理	継続	○子供たちの身近な遊び場として、除草作業や遊具のメンテナンス等の管理を行い安全で快適な環境に努めます。	都市整備課
自然公園等の管理	継続	○日常的な維持管理のほか、小中池再整備基本計画に基づき公園の再整備を進め、利用者の促進を図ります。	都市整備課



実現方策

1 計画の推進体制と進行管理

「大網白里市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けて、多岐にわたる実施施策を分かりやすく利用者へ情報発信するとともに、各関係機関・団体と連携し、子育て支援の施策を展開させていきます。

(1) 教育部門と福祉部門の連携による計画の推進

幼児期の教育・保育ならびに地域子ども・子育て支援事業等、子ども・子育て支援の事業の担当課が相互に連携し、安定した提供体制を確保します。また、本市における他の関連計画との調和を図り、計画を着実に推進します。さらに、教育・保育を担う人材の育成を図ります。

(2) 大網白里市子ども・子育て推進会議の役割

計画策定後も、「大網白里市子ども・子育て支援推進会議」による計画の定期的な点検や評価を実施し公表していきます。

(3) 計画の点検・評価、進行管理

本計画の進捗状況や評価については、子ども・子育て新制度移行後も、利用者の視点に立ち地域の現状やニーズを踏まえ、毎年度の点検・評価を実施し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。また、見込み量が当初の量の見込みと大きくかい離している場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 家庭・地域との連携

本計画を推進するにあたり、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域社会全体が見守り、支えていく必要があります。また、子育て中の親も、地域の人々や同じ子育て中の親同士とつながりを持ち、地域社会に積極的に参画し、役割を果たしていくことが大切です。

家庭と地域が連携し、子どもたちの個性を尊重し、成長を見守る地域づくりの実現を目指します。



資料編

1 策定の経緯

年 月 日	会 議 等	内 容
令和5年 9月26日	令和5年度第1回 大網白里市子ども・子育て支 援推進会議	・委嘱 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について
令和5年5月11日 ～令和5年11月30日	「大網白里市子ども・子育て支援に関する調査」の実施	・未就学児童の保護者 1,262世帯（回答率 65.1%） ・小学生児童の保護者 750世帯（回答率 68.5%）
令和6年 3月14日	令和5年度第2回 大網白里市子ども・子育て支 援推進会議	・令和6年度 利用定員の変更について ・令和6年4月の保育施設申込状況について ・大網白里市子ども・子育て支援に関する調査結果報告書（速報版）について
令和6年 10月28日	令和6年度第1回 大網白里市子ども・子育て支 援推進会議	・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
令和6年 12月17日	令和6年度第2回 大網白里市子ども・子育て支 援推進会議	・子ども・子育て支援事業計画について（教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策） ・施策の現状と今後の取組について
令和7年 1月28日	令和6年度第3回 大網白里市子ども・子育て支 援推進会議	・第3期大網白里市子ども・子育て支援事業計画【素案】について ・パブリックコメントの実施について
令和7年2月1日 ～令和7年3月3日	第3期大網白里市子ども・子 育て支援事業計画に関するパ ブリックコメントの実施	・応募件数 11件
令和7年 3月13日	令和6年度第4回 大網白里市子ども・子育て支 援推進会議	・令和7年度 保育施設の利用定員の設定等について ・パブリックコメントの結果及び市の回答（案）について ・第3期子ども・子育て支援事業計画の決定について

2 大網白里市子ども・子育て支援推進会議 委員名簿

条例に掲げる区分	氏 名	所属・役職等	備 考
子どもの保護者	井澤 恭子	公募委員	
	和志 奈緒美	公募委員	
	坂野 那奈美	公募委員	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	所 貞之	城西国際大学福祉総合学部 教授	◎委員長
事業主を代表する者	山野邊 昌浩	大網白里市商工会推薦 (有限会社山野辺自動車 代表取締役)	
保健福祉関係者	鈴木 恵子	大網白里市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	小平 桂	私立保育園関係者 (あひる保育園 ダックス株式会社 代表取締役)	
	神保 恵美子	公立保育園関係者 (市立増穂保育所 所長)	
	松本 清資	地域型保育事業所関係者 (ありんこの森保育園 施設長)	
	鵜澤 康治	大網白里市社会福祉協議会 事務局長	
教育関係者	川崎 宏薫	大網白里市小中学校長会 代表 (市立大網小学校 校長)	～R6.3.31
	竹内 千博		R6.4.1～
	八角 榮子	大網白里市子ども会育成連絡協議会 会長	○副委員長
	秋山 晴彦	私立認定こども園関係者 (季美の森幼稚園 理事長)	
	中村 聖	私立幼稚園関係者 (大網木の花幼稚園 園長)	
	山崎 和代	公立幼稚園関係者 (市立瑞穂幼稚園 園長)	
その他市長が必要と認める者	中古 稔	大網白里市参事兼社会福祉課長	～R6.3.31
	糸日谷 昇		R6.4.1～
	石原 治幸	大網白里市教育委員会管理課長	
	鈴木 正典	大網白里市教育委員会生涯学習課長	
	小田川 尚子	大網白里市健康増進課長	

(敬称略・順不同)

3 大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例

平成 25 年 10 月 10 日条例第 25 号

大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項に規定する合議制の機関として、大網白里市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項

2 推進会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第4条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 推進会議に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
- (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年3月22日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第3期大網白里市子ども・子育て支援事業計画

すべての子どもが主役！ 地域で支え 未来へつなぐ あんしん子育て

大網白里市子育て支援プラン

令和7年3月

発行 大網白里市 子育て支援課

〒299-3292 千葉県大網白里市大網115番地2

TEL 0475-70-0347

FAX 0475-72-8454

